

第4章

施策の展開

基本目標1 子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進

2023年（令和5年）4月1日に施行された「こども基本法」は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。また、社会全体で、こども施策に取り組むことができるよう、その基本理念や基本となる事項が定められました。さらに、国では2023年度（令和5年度）に「こども政策の推進に関する意識調査」を実施した結果、「こどもは権利の主体である」と思う人の割合が54.4%であったことが報告されました。子ども一人ひとりの個性や多様性について、「尊重されることが当たり前」となる機運の醸成が必要であることが示されています。

一方で、社会全体のつながりが希薄化している中で、全国の自殺者数は、近年、全体として低下傾向にあるものの、2023年（令和5年）の小中高生の自殺者数は、513人と発表されました。これは過去最多となった前年の514人に次いで多く、子ども・若者の自殺者数の状況は深刻なものとなっています。また、社会の情報化が進展する中でインターネット利用の低年齢化やSNSの急速な普及に伴って氾濫する有害情報などにより犯罪被害につながる事案が増え、さらに、SNSがもたらした従来とは違う人間関係の構築により「生きづらさ」や「孤独・孤立」を感じる若者が増えています。同年にSNSを通じて犯罪に巻き込まれた18歳未満は全国で1,665人に上り、このうち小学生が前年比25人増の139人と過去最多となりました。子ども・若者を取り巻く自殺・犯罪などの生命・尊厳・安全を脅かす状況は危機的な状況となっており、きめ細かな相談体制を充実させるなど、様々な取組を進めていきます。

また、大規模な地震の発生や台風、局地的大雨等による洪水・土砂災害等の多様な災害リスクが高まっている中で、要配慮者への支援の充実など様々な対策が必要となっています。本市においても、避難所運営マニュアルに女性視点を運営に取り入れ、授乳室などの専用スペースの設置を図るなど、プライバシーに配慮した生活環境の確保に関する情報を追記するなどの取組を進めています。引き続き、子どもや子育て当事者の視点を加えながら、安全・安心な避難所・避難生活を送るための取組や被災した子どもの居場所づくりなど、災害時の取組についても検討していきます。

このほか、子ども・若者が健やかに成長するため、妊娠・出産からその成長過程において、健康的な生活を送ることができるよう、きめ細かな保健・医療・生活環境などの支援の充実を図るとともに、子ども・若者の成長の基盤となる多様な遊びや体験活動、生活習慣の定着などに向けた環境の整備を推進していく必要があります。



柱1 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんなか社会づくりに向けた取組の推進

目指す方向性

本市では、共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち「インクルーシブ藤沢」を掲げ、子ども、高齢者、障がいのある人、外国につながる人など、様々な市民がお互いの生き方や考え方を認め合い、多様な文化が共生するまちづくりを進めています。すべての人がお互いの人権を尊重し、共に支えあい、共に生きる社会を実現するためには、行政だけではなく、市民や企業など様々な主体が各々の役割を認識し、社会全体で協力して、多様化・複雑化する人権課題に取り組んでいく必要があります。また、子ども・若者が自己肯定感を持つ（ありのままの自分を受け入れて大切に感じる）ことができ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活を送ることができるようにするためにも、基盤となる人権意識の醸成が必要不可欠です。

また、子どもを権利の主体であると意識できる「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運の醸成を図るため、地域住民（団体）・民間事業者・行政など、多様な主体が連携・協働した関係づくりを進めながら、それぞれの立場で主体的に関われるような啓発活動（ワークショップ・活動報告・研修など）を行います。

1 児童の権利に関する周知・啓発事業

子ども総務課

事業内容

子ども・若者の意見聴取や児童の権利に関して、ワークショップやシンポジウムを通して、地域住民・団体・民間企業等、地域全体の理解が深まるように周知・啓発を行います。

地域住民・団体・民間企業など多様な主体が、子ども・若者たちのためのアクションを実施、発信していくにあたり、こどもまんなか応援サポーターの取組について、ホームページやチラシ、広報等により周知を図ります。

取組の方向性

児童の権利に関する条約や子ども・若者の意見聴取の趣旨が地域全体に定着し、生活の中で自然と子ども・若者の意見が聴取・反映される地域社会を目指し、周知・啓発に努めます。

子ども・若者たちのために何がもっともよいことかを常に考え、子ども・若者たちが健やかに幸せに成長できる社会の実現に向けて、自らもアクションに取り組んでいく地域住民、団体・民間企業が増えるよう周知を図ります。

2 人権教育の推進

教育指導課

事業内容

人権教育移動教室を実施します。

子どもの権利条約リーフレット及びスクール・セクシュアル・ハラスメント等防止リーフレットの作成及び配布を行います。

人権に係る担当者会を実施します。

取組の方向性

各学校の人権教育の充実を目指し、SDGs の視点を踏まえ、平和的な国家及び持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図ります。

3 日本語を母語としない児童生徒の支援事業

教育指導課

事業内容

日本語指導の必要な児童生徒に日本語指導員を派遣し、日本語の学習及び学校生活への適応を支援します。

国際教室配置校の担当教員に対し、日本語を母語としない児童生徒の状況支援・指導に関わる情報共有や発信を行います。

取組の方向性

日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援や研修の充実を図り、早期に日本語を習得できるような初期指導の在り方について研究します。

日本語アセスメントを通して、日本語を母語としない児童生徒や保護者の支援につながる情報を学校と共有し、児童生徒への支援に努めます。

4 相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組

教育指導課
学務保健課

事業内容

外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取り組みます。

取組の方向性

関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子どもたちの保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。



事業内容

業務委託により外国語指導講師（FLT）を小・中学校に派遣し、外国語活動や外国語（英語）の授業を通して、生きた英語に触れる機会を確保し、児童生徒の異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心を高めます。

国際理解協力員を小学校・特別支援学校に派遣し、ふれあい体験を通して、異文化やコミュニケーションに対する興味・関心、共生への理解を深めます。

取組の方向性

「藤沢市立学校国際教育運営指針」に基づき、外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。

事業内容

「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」の基本理念に基づき、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、豊かな心が育まれるよう啓発活動の推進を図ります。

取組の方向性

市民や企業など様々な主体と協力・連携して、多様化・複雑化する人権課題に対し、人権感覚を高めるための周知・啓発活動に取り組みます。

柱2 多様な体験活動の推進**目指す方向性**

生活環境の変化の中で、子ども・若者同士が自由に遊び、過ごせる場所や時間が減っていますが、すべての子ども・若者にとって、成長や興味関心に合わせた遊びをはじめとした豊かな体験は、非認知能力の向上のためにも必要不可欠なものです。なお、遊びと体験の重要性は「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」においても示されており、その理念は、乳幼児との関わりという日常的な活動の中でも具現化されています。

多様な主体と連携しながら、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など、多様な活動ができるよう、青少年教育施設の充実や地域資源を生かした遊びや体験の機会・場の創出に取り組んでいきます。

また、子どもの読書活動についても、「言葉を学ぶ」、「感性を磨く」、「表現力を高める」、「想像力を豊かにする」といった、子ども・若者にとって人生をより深く生きる力を身に付ける大切な機会であることから、その取組を推進していきます。

7 市民センターでの子どもの居場所・体験事業の充実

生涯学習総務課

事業内容

市民センターで行う生涯学習事業において、子どもを対象に様々な体験や交流ができる事業や開放事業を実施し、子どもの学習機会の充実や、居場所づくりを進めます。

取組の方向性

市民センターにおいて事業を実施することにより、子どもの体験や交流の機会を設けるとともに、市民センターでの学習機会の充実を図っていきます。

8 アウトリーチ事業(学校訪問事業)

文化芸術課

事業内容

合唱指導、オペラ体験、各種楽器の体験など、学校の希望に合わせた指導者を派遣します。(本事業は、出資団体である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。)

取組の方向性

プロの音楽家や声楽家による芸術鑑賞の機会の提供や、歌唱・演奏等の指導を通して、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供することで、豊かな感受性を育むことを目指します。

9 音楽・演劇鑑賞事業

文化芸術課

事業内容

0歳の子どもから家族みんなで楽しめる「ワンコイン・コンサート」をはじめ、こどもオペラ、落語を体験できる「落語教室」、「みらい子どもフェスタ」など子どもを対象とした親子で楽しめる事業を実施します。(本事業は、出資団体である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。)

取組の方向性

親子や子どもを対象とした事業を毎年企画し、次代を担う子どもたちへ芸術文化の体験、鑑賞の機会を提供していきます。また、実施にあたっては、公演毎にアンケートを実施し、意見を反映することで有意義であるとともに、多くの方に鑑賞してもらうことができる様々なジャンルの事業を展開していきます。

10 マンスリー・イベント・プログラム等のワークショップ

文化芸術課

事業内容

年間を通じて子どもから大人まで気軽に美術に触れ、創作活動を体験することができるワークショップを実施します。

取組の方向性

様々な表現ジャンルのアーティストを講師とすることで、参加者にも多種多様な芸術体験をしてもらい創作活動の楽しさを実感してもらいます。また、子ども向けに夏休みなどの休暇期間中にワークショップを実施するなど、実施期間や広報周知活動の工夫をすることで、より多くの人に参加してもらえよう努めます。



11 多様なスポーツ体験

スポーツ推進課

事業内容

子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等の活用をはじめ、多様なスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。

取組の方向性

子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等を活用し、スポーツを行う環境整備を図るとともに、地域資源を活用したスポーツ体験の機会拡大を図ります。スポーツイベントの開催や情報発信を行い、子どもが気軽にスポーツを体験できる機会を拡大します。

12 インクルーシブスポーツ事業の推進

スポーツ推進課

事業内容

子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが同じフィールドに身を置き、共にスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。

取組の方向性

共生社会の実現を目指し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備を進めるとともに、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の活動をより活発なものとする中で、「障がい」に対する理解を深めるとともに、障がい者スポーツを推進します。

13 野外体験活動の推進

教育総務課

事業内容

自然に恵まれたハケ岳周辺で行う体験活動を通じて、児童生徒の心身ともに豊かな人格を育みます。

取組の方向性

引き続き、様々な体験学習や宿泊による共同生活を通して、児童生徒の社会性を培い、人間性を育む機会を提供します。

再掲

5

国際理解教育事業

教育指導課

事業内容

業務委託により外国語指導講師（FLT）を小・中学校に派遣し、外国語活動や外国語（英語）の授業を通して、生きた英語に触れる機会を確保し、児童生徒の異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心を高めます。

国際理解協力員を小学校・特別支援学校に派遣し、ふれあい体験を通して、異文化やコミュニケーションに対する興味・関心、共生への理解を深めます。

取組の方向性

「藤沢市立学校国際教育運営指針」に基づき、外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。

14 ブックスタート事業

総合市民図書館

親子すこやか課

事業内容

1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。

取組の方向性

市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど各地域の様々な場を活用し、ブックスタート事業の周知を図るとともに、事業前後のフォローアップとして各種保健事業時等に啓発リーフレットを配布します。

職員とボランティアの交流会・研修会の内容や機会の充実に取り組み、ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上を目指します。

15 地域でのおはなし会の開催

総合市民図書館

事業内容

おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくります。また、各市民図書館・市民図書室と連携して子どもの発達段階や多様性に応じたおはなし会等を担えるボランティアを養成します。

取組の方向性

各市民図書館・市民図書室のおはなし会ボランティアと連携して子どもと子どもに関わる大人に向けておはなし会等を開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。子どもに関わる施設及び団体等に対し、資料の団体貸出や情報提供、来館おはなし会の受入れなどを行います。

ボランティア交流会や研修会を開催し、ボランティアの参加機会や知識を増やすとともに、職員とボランティア相互の交流を深め、情報共有に努めます。

16 技能振興関係事業

産業労働課

事業内容

技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。

取組の方向性

市内の技能者による講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。



事業内容

収穫体験講座、食育講座、漁業体験イベントの開催や漁港見学の受入れを実施します。また、給食用農水産物等を供給する生産者等と園児・児童・生徒との交流を推進します。

取組の方向性

地産地消を推進する上で、消費者と生産者が「顔が見える」関係を構築することは相互理解につながるため、農産物の収穫体験や漁業体験などの各種イベントや講座を開催し、生産者と消費者の交流促進に努めます。

給食用農水産物等を供給する生産者等に対する感謝の心を育むよう努めます。

関係機関と連携し、未来を担う若い世代に藤沢産農水産物等の魅力を知ってもらう取組や地産地消への理解が深まる取組を推進します。また、学生等が実施する地産地消の取組に対して支援します。

事業内容

青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

青少年の居場所として、適切な管理運営を行うとともに、様々なニーズや社会情勢を捉え、施設の整備や運営について実施検討を進めていきます。

事業内容

世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため、各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

次代を担う青少年の自立や社会参加の機会を創出するため、市内の青少年関係団体や様々な機関と協働し、様々な体験の場を提供することで、青少年の健全育成を図ります。

20 青少年団体・育成団体への活動・支援事業

青少年課

事業内容

地域住民の主体的な活動に基づく青少年健全育成を目的として、青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の支援を行います。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

青少年団体、育成団体との連携を深め、市内における青少年健全育成の充実を図ります。

21 青少年国際化推進事業

青少年課

事業内容

青少年が外国の方と交流し、様々な生活習慣や文化を知ることによって視野を広げ、互いの人権を尊重する心を養うことができるよう、各種イベント・講座を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

様々な魅力的な事業を展開して、青少年と外国の方が交流できる機会を創出し、多文化を理解する青少年を育成します。

柱3 生活習慣の定着に関する取組と基盤となる家庭教育の推進

目指す方向性

子ども・若者がその成長過程の中で、「早寝早起き朝ごはん」などの基本的な生活習慣や望ましい食習慣を形成し、定着させることは健やかな発育・発達において重要です。

本市においては、「藤沢市健康増進計画（第3次）元気ふじさわ健康プラン」や「第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プラン」を策定し、2025年度（令和7年度）以降も、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進していきます。実施したアンケート調査では、生活満足度が低い児童・生徒は、「平日の朝食をひとりで食べる」と回答した割合が高い傾向にあることが示されています。食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなります。「第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プラン」において示されている「共食（^{きょうしょく}誰かと一緒に食事をする事）」などをはじめ、様々な事業を通じて、生活習慣の定着を推進していきます。

また、これらの生活習慣を着実に定着させるためにも、子どもたちの健やかな育ちの基盤となる家庭において、まずは保護者自身が取組の重要性について理解し実践することが必要となることから、乳幼児家庭教育学級やPTA活動の支援をはじめとした家庭教育の推進を図っていきます。



22 子どもの発育・発達に応じた生活習慣の確立に向けた取組

親子すこやか課

事業内容

妊娠期や乳幼児期に、生活リズムや栄養・歯科保健など、親子の生活習慣が確立できるよう情報提供を行い、支援を実施します。

取組の方向性

妊娠期や乳幼児の親子に、生活リズムや栄養・歯科などの生活習慣の確立に向けて、生涯健康につながる、日常生活に合わせた支援を推進します。

23 第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プランの推進

健康づくり課

事業内容

第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プランを推進します。

取組の方向性

市民一人ひとりが自分に適した食生活を送る力を育むため、食育への関心を高め、実践につなげられるよう食に関する様々な取組の充実を図ります。

24 乳幼児(保育所)の食育の推進

保育課

事業内容

子どもの健全な食生活と心身の成長を目指し、子どもの食に対する関心と理解を深め、食育の推進を図ります。

取組の方向性

引き続き、市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れるとともに、保育所でも野菜等を栽培し、給食を提供していきます。

給食食材や調理法等を周知するとともに、クッキング保育等を充実し、食に関する関心を深めます。

25 小・中学生の食に関する指導

学校給食課

事業内容

市立小中学校・特別支援学校の栄養士及び教諭や、学校給食課の栄養士が、様々な食育活動を通して食の大切さを児童生徒に伝えるとともに、保護者に対して食育の重要性についての周知・啓発活動を行い、健康の保持増進に努めます。

取組の方向性

食に関する指導や食育活動の実施、給食だより等の発行を市立小中学校・特別支援学校（55校）に行い、内容の充実を図ります。

26 乳幼児を持つ子育て家庭の交流

保育課
親子すこやか課

事業内容

未就学児の保護者が、親子同士の交流を通じて、自分自身に合った子育てを見つけられるよう、相互に学びあう場を提供します。

取組の方向性

保育所での地域交流や園庭開放、保育体験等の事業を通して、親同士が学びあえる交流を実施します。

子育て支援センター・つどいの広場等において、親子同士が交流できる子育てひろばを実施します。

27 市民センターにおける子育て・家庭教育支援

生涯学習総務課

事業内容

乳幼児から未就学児とその保護者を対象とした乳幼児家庭教育学級や講座の開講、保育室開放事業を行います。

取組の方向性

親子のふれあいの場をつくとともに、参加者同士の仲間づくりを促進することで子育て期の親子の孤立化を防ぎます。また、情報交換や交流を通じて、子育てについて考えることで、育児に関する不安や疑問の軽減に努めます。

28 PTA 等育成事業

教育総務課

事業内容

PTA 等保護者活動を支援するために、藤沢の子どもたちのためにつながる会による保護者・教職員向けの学習会や情報交換会などの活動を支援し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を図ります。

取組の方向性

藤沢の子どもたちのためにつながる会に補助金を支出し、学習会や情報交換会などの事業が充実するように支援します。

柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

目指す方向性

すべての子ども・若者がライフステージにかかわらず、安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、公益社団法人藤沢市医師会と連携し、休日・夜間診療体制の確保に努めるとともに、充実した医療提供体制や予防接種の推進、長期にわたり療養を必要とする慢性疾病や難病を抱える子ども・若者への支援を引き続き行っていきます。

予期せぬ妊娠をして、誰にも相談できずに1人で抱え込むことは、当人にとってその後の生き方にも影響を及ぼすと同時に、養育などにも影響を及ぼすことがあります。さらに、性感染症の

報告数についても近年増加傾向にあり、特に梅毒については、2023 年（令和 5 年）の感染者数は全国で 15,055 人と 3 年連続で過去最高を更新しており、その状況は深刻なものとなっています。このような状況の中で、予期せぬ妊娠や性感染症等への対応及び妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援のため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアに関する取組を実施していきます。

29 プレコンセプションケアの推進(予期せぬ妊娠等に関する相談支援を含む)

親子すこやか課

事業内容

子どもたちが妊娠や出産など、将来のライフプランを考え、日常の生活や健康と向き合って生活できるよう、年齢に合わせて、早い段階から正しい知識を伝え、健康的な生活を送れるよう普及啓発を進めます。また、予期せぬ妊娠等に対する相談についても支援を行います。

取組の方向性

体や性について正しい知識を身に付け、健康的な生活習慣を過ごせるよう関係機関と連携して教育や普及啓発を行うとともに、予期せぬ妊娠等に関する相談など個別支援をすすめます。

30 安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援(利用者支援の充実)

親子すこやか課

事業内容

すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して妊娠期から子育て期まで継続して支援を行うとともに、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。

取組の方向性

妊娠届出時面談や妊産婦健診など妊娠期から、出産後の子育て期まで産後ケア事業や、乳児家庭全戸に訪問する「藤沢市こんにちは赤ちゃん事業」、保健師による個別支援などの支援体制を整備するとともに、児童福祉部門と連携することで、切れ目ない支援をより強化し、困りごとを抱える子育て家庭の早期把握、早期対応に努め、安心して子育てができるように支援します。また、産後ケアの利用を希望する人がサービスを受けられるよう、支援基盤の整備等実施施設の確保に努めます。

31 母子保健・育児に関する適切な情報提供

親子すこやか課

事業内容

妊娠期からの情報提供に加え、発育・発達に応じた接し方や育児に関する基本的な知識を提供することで、子どもの健やかな成長を促し、保護者が安心して子育てに取り組めるよう支援します。

取組の方向性

妊娠期や乳幼児期の親子の環境が大きく変わる時期に、教室や相談を通して情報や技術を得ることで、子どもたちの育ちに対し、適切な対応ができるよう支援します。

32 慢性疾患や障がい等により、医療的ケアや長期療養が必要な児童及び保護者への支援

親子すこやか課

事業内容

慢性疾患や障がいなど医療的ケアや長期療養が必要な子どもと保護者に対して、育児や療養の支援だけでなく、地域で暮らしやすくなるよう、孤立予防を図ります。

取組の方向性

慢性疾患に関する講演会・教室・交流会を通じた情報共有と交流、訪問等による個別支援を地区担当保健師を中心として実施し、より多くの対象に利用してもらえるよう工夫を図ります。

33 子どもに関わる医療体制の推進

地域医療推進課

事業内容

休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間 23 時までの小児救急医療を実施します。
休日・夜間急病診療所で対応していない 23 時以降の小児救急については、小児救急拠点病院である市民病院において 24 時間診療体制で対応します。

取組の方向性

小児医療体制の充実を図るため、引き続き現行の診療体制を継続します。

34 ふじさわ安心ダイヤル 24

地域保健課

事業内容

24 時間毎日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話等で対応します。

取組の方向性

引き続き、子育て世代の相談窓口として周知します。

35 小児医療費助成事業

子育て給付課

事業内容

高校生年代（18 歳以後の最初の 3 月 31 日）までの子どもの医療費の助成を行います。

取組の方向性

2024 年（令和 6 年）4 月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続との連携や、未申請者への申請勧奨、広報等による制度周知を行います。

36 小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付

子育て給付課

事業内容

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。

取組の方向性

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。また、日常生活用具は申請に基づき給付されるため、申請漏れのないよう、制度周知を行います。

37 予防接種の推進

健康づくり課

事業内容

定期及びその他の予防接種について正しい情報の提供を行い、適切な判断ができるよう、関係機関との連携のもと普及・啓発に努めます。

取組の方向性

適切な時期に予防接種が受けられるよう、その有効性や重要性などについて正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携により、安全に予防接種が行える体制の整備を図ります。

38 療育医療給付事業

保健予防課

事業内容

結核に罹患した児童に対する支援を行います。

取組の方向性

結核で長期療養を必要とする児童に対して、健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、県知事へ医療給付に関する手続の経由事務を行います。

39 難病対策事業(医療・日常生活等の相談事業、保健師の家庭訪問による相談事業)

保健予防課

事業内容

長期にわたり療養を必要とする難病患者及びその家族の日常生活や療養上の不安の解消を図るため、訪問相談や難病講演会、難病患者と家族のつどい等を開催し、在宅療養の支援を行います。

取組の方向性

子どもの養育に不安がある難病の保護者等に対して、適切な保健指導を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。

柱5 子育てしやすい生活環境等の整備

目指す方向性

子どもを安心して育てるためには、子育てを支援する生活環境の整備や安全の確保に向けた取組が重要であり、本市においてはこれまでも、子どもの視点や子育て家庭の視点に立って、その取組を計画的に推進してきました。また、子育てのしやすい社会の形成のためには、子育て期に必要なサービス利用手続の負担軽減の視点や、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信も重要です。これらの取組を進めるため、本市の子ども政策を一元的にまとめた「ふじさわ子育てガイド」による情報発信を続けるとともに、こども政策DXを推進し、様々な手続をワンストップで行うことができるようにする子育てプラットフォームの構築に向けた取組を進めています。

なお、このような取組に関する考え方は、国の「こども大綱」においても改めて「こどもまんなかまちづくり」として位置づけられ、こども施策として明確化されました。そのため、こども施策の推進にあたっては、子どもや当事者等の意見を聴取しながら進めていく必要があります。

40 みどりと生物多様性に関する普及啓発の推進

みどり保全課

事業内容

「春のみどりと花のまつり」、「各種コンクール」及び「自然観察会」等を通じて、みどり及び生物多様性に関する普及啓発を行います。

取組の方向性

例年、5月開催の「春のみどりと花のまつり（長久保公園）」において、みどり及び生物多様性に関する様々な催しを行います。また、小学校及び中学校を対象として学校花だんコンクール・自然や生き物を題材としたポスターコンクールを実施し、11月開催の「藤沢市緑と花いっぱい推進の集い」で「緑と花のまちづくり」表彰式を行います。

三大谷戸をはじめとした貴重な緑地を確保するとともに、これらの緑地や長久保公園、遠藤笹窪谷公園を中心に、指定管理者や関連団体をはじめとしたマルチパートナーシップによる自然観察会等を行います。

41 水辺環境の保全

みどり保全課

事業内容

長久保公園や遠藤笹窪谷公園等の水辺環境を保全します。

取組の方向性

生きものの生息環境の一つである水辺については、生物多様性や景観等に配慮した管理を行うことで、子どもたちが生きものの恵みを感じられる水辺環境を保全します。



42 公園・広場等の拡大

公園課

事業内容

未整備の都市計画公園を中心に公園整備を進め、オープンスペースの充実を図ります。

※住区基幹公園 開設済み都市計画公園面積率：81.62%

取組の方向性

未供用の都市計画公園の整備を進めます。

43 安全な遊び場を目指した地域との連携

公園課

事業内容

公園・広場などの管理・利用にあたっては、公園愛護会や地域の団体などと十分な連携を図り、安全で安心して利用できるように努めます。

取組の方向性

公園等の美化・安全見守り活動を勧奨し、公園愛護会を現状より増加させるとともに活動の活性化を推進します。

44 スポーツ施設の改修事業

スポーツ推進課

事業内容

子どもたちが安心してスポーツ施設を利用できるよう、老朽化した施設・設備を計画的に改修し、長寿命化を図ります。

取組の方向性

既存スポーツ施設の劣化度を調査し、現状を把握するとともに、中長期の修繕計画を策定します。

策定された修繕計画をもとに施設の改修を行い、市民に安全安心なスポーツ施設を提供します。

45 藤沢市道路特定事業計画の推進

道路整備課

事業内容

平成 27 年度に策定した善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施します。

取組の方向性

善行駅周辺地区移動円滑化基本構想で、生活関連経路として位置づけた路線について、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、バリアフリー化を進めます。

46 ユニバーサルデザインによる公共施設の整備

公共建築課

事業内容

再整備事業において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用し、誰でも利用しやすい施設整備を推進します。

取組の方向性

再整備事業において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用するとともに、こどもまんなかまちづくりの趣旨に鑑み、施設に依拠して、必要な子ども・若者等の声を聴きながら、誰でも利用しやすい施設整備を推進します。

47 藤沢バリアフリーマップ

障がい者支援課

事業内容

定期的にバリアフリーの現況調査を行い、ホームページ上に掲載している「藤沢バリアフリーマップ」の更新を行います。

取組の方向性

掲載情報の更新を行い、より分かりやすく利用しやすいホームページの作成に努めます。

48 子育てに関する情報提供の充実

子ども総務課
親子すこやか課**事業内容**

藤沢市ホームページをとおした子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。

取組の方向性

「ふじさわ子育てガイド」について、子育て家庭にとってより分かりやすくなるように内容の充実を図ります。

藤沢市ホームページや「子育てアプリふじさわ」を通して最新情報を発信します。情報発信の更なる充実を図るとともに、子育て支援が身近にあることを知ってもらい、その利用につなげていきます。



事業内容

子育てに関する各種手続等について、市民の利便性を向上させ、事務負担の軽減を図ることを目的に、藤沢市市民ポータルサイトの活用等について検討を進めることで、こども政策 DX を推進します。

取組の方向性

本市の DX 推進計画において重点取組項目とされている行政手続のオンライン化及びデジタルプラットフォームの構築にあわせた本市施策の推進を図ります。また、子育てに係る手続・事務負担の軽減のみならず、一人ひとりに合わせた手続やイベント等の案内を行うとともに、各種事務事業の効率化を図るものとする。

柱6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組

目指す方向性

家庭、地域、学校、関係機関・関係団体、企業等と連携し、青少年の非行の防止や再発防止を目的に、規範意識を高め合いながら、引き続き、街頭指導やパトロール、キャンペーン活動等の充実に努めるとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用などの危険性についての啓発に関する取組を継続していきます。

また、社会の情報化が進展する中、インターネットの利用の低年齢化が進み、子ども・若者の健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。これらのことを踏まえ、子ども・若者が安全に安心してインターネットを利用できるための取組を進めます。

さらに、小中高生の自殺者数が極めて高い数値で推移し、子ども・若者が一生に残る傷を負う事件や生命を失う事故が後を絶ちません。このように、子ども・若者を取り巻く環境は深刻な状況が続いています。これらの状況を踏まえ、子ども・若者の生命を守るための取組を推進するとともに、犯罪被害や災害、交通事故等からの安全の確保、更生保護に関する取組も進めていきます。

なお、性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質なものです。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は年々増加傾向にあり、性被害に遭うことはあってはならないという認識のもと、様々な子ども・若者の居場所において、性被害防止に向けた取組を進めていくことも重要な取組です。

50 青少年指導員育成事業

青少年課

事業内容

青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。

取組の方向性

青少年を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たな人材の育成を行うとともに、地域における健全育成活動を推進します。

51 非行防止推進活動

青少年課

事業内容

青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行います。また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少年関係団体等と協力して夜間パトロールを行い、啓発・指導を行います。

取組の方向性

健全育成の意識向上を図るため、関係団体と連携・協力し、青少年への非行防止啓発活動を継続して行います。

52 社会環境浄化活動

青少年課

事業内容

青少年を非行から守るための啓発事業として講演会や社会環境浄化活動などの諸活動を行い、青少年にとって良い環境づくりを目指します。

取組の方向性

青少年の健全育成を阻害する恐れのある環境要因の浄化活動を、街頭指導、実態調査、有害図書類区分陳列調査などにより進めるとともに、関係事業者へのチラシの配布など啓発活動を行うことで、青少年にとってより良い環境づくりを目指します。

53 学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施

教育指導課

事業内容

喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となることを正しく理解し、発達段階に応じて乱用防止の意識を高めるための教育を支援します。

取組の方向性

薬物乱用防止教室については、市立中学校全19校で実施します。

小・中学校における「保健」の授業では、喫煙・飲酒・薬物乱用防止について学び、児童生徒が学んだ知識を活用できる授業づくりを実践します。



54 学校における安全対策の充実

教育指導課

事業内容

児童生徒の安全確保に向けて見守りやパトロールなど、地域の方や関係機関との連携を深めます。

スクールガード・リーダーに、地域や学校の実態に即した活動を依頼します。

水難事故防止のため、ジュニアライフセービング教室を希望する市内小・中学校で実施します。

学校において防災研修会等を実施します。

取組の方向性

ジュニアライフセービング教室、防災研修会、学校安全担当者会等を通して、各学校の安全指導の充実を図ります。

地域が一体となった協力体制の一層の充実を図ります。

55 交通安全啓発の推進

防犯交通安全課

事業内容

子どもたちや保護者に、交通ルール・マナーや危険予知・回避などの知識を身につけてもらうために、関係機関・団体等と連携し、交通安全教室や、啓発活動等を実施します。

取組の方向性

各種事業を推進し、子どもたちや保護者に対して効果的な交通安全啓発を行います。

56 犯罪のない明るいまちづくりの推進

防犯交通安全課

事業内容

市民や事業者、関係機関・団体等と連携し、子どもたちを犯罪や不審者等から守るための様々な取組を積極的に推進します。

取組の方向性

各種事業を推進し、警察や防犯関係団体との連携を深め、効果的な防犯対策を講じます。

57 通学路における交通安全の確保

学務保健課

事業内容

小学校が指定している通学路の変更、追加などの相談、報告を受け、実態を把握します。また、小学校から通学路の危険箇所の報告を受け、関係課等と協力し状況の把握、合同点検の実施、点検結果に基づく対策の検討、対策の実施による児童生徒の登下校時の安全を確保します。このほか、通学路上及び通学路に面する箇所の宅地などの開発事業者に対し、児童生徒への安全確保を依頼します。

取組の方向性

関係機関や地域と連携し、児童生徒の登下校時の安全確保に向け、継続した安全対策の実施に取り組めます。

58 更生保護活動の推進

地域福祉推進課

事業内容

社会を明るくする運動等を通じて市内における犯罪予防活動及び更生保護活動の推進に取り組むとともに、藤沢地区保護司会の活動を支援します。

取組の方向性

藤沢地区保護司会事務局である藤沢市社会福祉協議会、更生保護女性会や BBS 会等の関係団体とともに更生保護に向けた地域づくりをさらに推進し、地域住民等の関心と理解の醸成に努めていきます。

59 精神保健対策事業(精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援)

保健予防課

事業内容

地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。

取組の方向性

嘱託医(精神科医)や専門職による相談や、家庭訪問等を通し、医療が必要な方が受診につながるよう支援を行います。

また、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業等の事業を通し、相談者の受診、療養支援、家族支援を行います。

60 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

保健予防課
教育指導課

事業内容

いのちを支える自殺対策の取組として、子どもたちが危機的状況に対応するために適切な援助希求行動がとれることを目的に保健予防課職員が学校に出向き、授業を行います。また、子どもたちからの SOS を大人が適切に受け止められるよう教職員向けのゲートキーパー養成講座を行います。

取組の方向性

保健所と学校が連携し、SOS の出し方に関する教育を普及させ、児童生徒自身が誰かに相談したり、助けを求めることができる体制や、教職員が児童生徒からの SOS に気づき、受け止められるような体制を整えていきます。



61 災害時の子どもの居場所づくりの検討

子ども総務課
青少年課

事業内容

被災した子どもの心の負担軽減や回復等を目的として、子どもの遊びの機会提供や学習のためのスペース確保など、災害時における子どもの居場所づくりに関する調査・検討を行います。

取組の方向性

災害時の子どもの居場所づくりに関して関係団体と意見交換等により実施検討を進めます。

62 子ども・子育て世帯の視点による避難所マニュアルの検討

子ども総務課
青少年課

事業内容

災害時の避難所運営について、子どもや子育て世帯の視点による運営の課題を確認するとともに、その課題を各避難所運営の関係者に周知します。また、子どもや子育て世帯の視点を活用した運営方法についてマニュアル策定やその活用方法などの検討を行います。

取組の方向性

災害時に避難を余儀なくされた多くの方々が過ごす避難所については、地域住民等で組織された避難所運営委員会で運営をされることとなりますが、避難所生活を送るにあたっては様々な課題があります。避難所運営についてそのマニュアルに女性視点を追加するなどの取組を進めていることから、子ども・子育て世帯についても、その研究・実践を進めていきます。

63 犯罪被害者等の支援

人権男女共同平和国際課

事業内容

犯罪被害者とその家族について、相談及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況や「二次被害」における精神的苦痛を防止するための理解増進を図ります。

取組の方向性

支援条例を制定し、かながわ犯罪被害者サポートステーションをはじめとした関係機関と連携及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行えるよう、総合的な支援体制を整備します。また、周囲の人々の配慮に欠ける言動や対応による「二次被害」を防止するため、理解を深めるための啓発活動に取り組みます。

64 保育所等における性被害防止の取組

保育課

事業内容

保育所等における性被害防止対策に向け施設整備等の対策を行うとともに、相談を受けた場合においては、関係機関と連携した対応を図ります。

取組の方向性

安全・安心な保育環境の提供を図るため、引き続き保育施設に対し性被害防止対策に伴う助成を行っていきます。

65 青少年施設における性被害防止の取組(児童クラブ・児童館ガイドライン改定の周知)

青少年課

事業内容

放課後児童クラブや児童館などの青少年施設において、子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう運営事業者へ周知・啓発を促します。

取組の方向性

子ども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう、定期的に研修・訓練等を実施し、万全な体制を構築します。

66 学校における性被害防止の取組

教育指導課

事業内容

いのちの安全教育による性犯罪・性暴力の未然防止教育を学校が実施できるよう支援に努めます。

取組の方向性

児童生徒指導担当者に向けて、いのちの安全教育による性犯罪・性暴力の未然防止教育について情報提供します。

67 情報リテラシー教育に関する取組

教育指導課

事業内容

学習指導要領に則り、ICT 機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。「GIGA ワークブックふじさわ」のビギナー版(小学1～3年生向け)、スタンダード版(小学4～6年生向け)、アドバンス版(中学生・高校生向け)の周知・活用に努めます。

取組の方向性

児童生徒が情報機器の操作や情報を活用する利便性及び慎重な取扱いが必要であることを学べるよう情報発信に努めます。



基本目標2 だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進

2021 年（令和3年）の国の調査によれば、日本の 17 歳以下の子どもの相対的貧困率は、11.5%となっており、経済的理由により就学援助を受けている小学生・中学生は約 130 万人いるといわれています。子どもの貧困は本人達に自覚がない、自覚があっても何らかの理由で自ら支援を求めないこともあり、見えにくいことから、その状況は深刻化しています。このような中で、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改称され、子どもの貧困状態の解消という目的がより明確になり、その課題解決に向けた取組を更に推し進めるものとなっています。

本市では、2020 年（令和2年）に市町村における子どもの貧困対策についての計画として「^{ともい}藤沢市子ども共育計画」を策定し、「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を計画の目指す基本的な方向性にして、取組を進めてきましたが、本計画においても、その考え方は継承していきます。

また、包括的な相談支援体制の構築により、誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」を目指しながら、生まれ育った環境によって、子どもの将来が閉ざされることのないよう、貧困の連鎖を断ち切るため、家庭生活や学びに対する支援だけでなく、障がい児や医療的ケア児などへの専門的支援や社会的養護を必要とする子ども・若者への支援を行うことが求められています。

柱1 切れ目ない相談支援の充実と地域づくり

目指す方向性

本市ではこれまで、少子高齢化の進展に伴う社会経済状況の変化や、地域生活課題の複合化・複雑化などに対応するために、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの考え方を世代や属性を超えたものへと普遍化し、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを目指す「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進してきました。特に本市の特徴といえる「行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくり」を基盤とした包括的な支援体制の整備に向けて、幅広く生活困窮者の支援にあたる「バックアップふじさわ」の設置、そして藤沢市社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカーの配置などに積極的に取り組んできました。

このような中で、地域共生社会の実現を目指すことがより明確化された 2020 年（令和2年）6月の改正社会福祉法において、地域における複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための具体的手法として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本事業の枠組みの中で、包括的相談支援事業として、切れ目ない相談支援の充実が図られるとともに、民生委員・児童委員等の地域団体等とも引き続き連携しながら、更なる地域福祉における相談機能の充実を目指しています。

また、2022 年（令和4年）6月の改正児童福祉法において、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が努力義務化されたことを受け

て、本市においても、こども家庭センターを2024年（令和6年）4月に設置し、母子保健と児童福祉の両機能が連携・協働を深め、虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談支援を強化するとともに、地域資源を開拓するなど必要な支援を提供できる体制整備を図っていきます。

68 こども家庭センターの体制整備

こども家庭センター

事業内容

母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談支援を行うとともに地域資源の開拓などにより必要な支援を提供できる体制を整備します。

取組の方向性

相談対応に加え、支援が必要なこどもや妊産婦等を早期に発見し、家庭支援事業、地域資源等を有機的に組み合わせ、相談者とともにサポートプランを作成することで必要な支援の充実を図ります。また、多機関連携・協働によるネットワークの構築や地域資源の開拓を進め、必要な支援を着実に提供できる体制の整備を図ります。

69 福祉総合相談支援の充実

地域福祉推進課

事業内容

生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、地区福祉窓口業務における市民センターと関係各課との連絡調整等を行います。

福祉総合相談を行う中で、その世帯の課題を整理し、必要な支援につなぐとともに、生活上の困りごとを抱えながらも相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。

取組の方向性

福祉総合相談を受ける相談員が、多岐にわたる様々な相談に対応するため、各市民センター、関係各課と情報共有や連携を行うとともに、職員の資質向上に向けた研修機会の充実を図ります。また、地域住民にとって一番身近な市民センターにおいて、生活の困りごとをはじめとした多様な福祉的課題に対して、包括的な相談・支援体制の構築を図ります。



70 地域福祉における手続・相談体制の充実

地域福祉推進課

市民センター

事業内容

市民センターに地区福祉窓口を設置し、福祉や保健、子ども・子育てに関する手続、相談及び情報提供を行います。

取組の方向性

申請等の諸手続とともに、初期対応型相談窓口として生活上の多様な相談に対応しながら、地域の支援機関や活動団体等との連携の要となるよう体制を整えます。

地域の実情に応じて、地区福祉窓口の体制整備を検討します。

71 生活困窮者自立支援の充実

地域福祉推進課

事業内容

自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSW の配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。

取組の方向性

本事業については、直営（地域福祉推進課・バックアップふじさわ）と委託（藤沢市社会福祉協議会・バックアップふじさわ社協）の両輪で行っています。生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。

72 地域での相談・連携の取組（民生委員・児童委員、主任児童委員との連携）

福祉総務課

事業内容

民生委員・児童委員、主任児童委員が、福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい児童及び子育て世帯に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。

取組の方向性

継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員の負担軽減や担い手不足の解消に向けて取り組み、地域福祉の充実を図ります。

73 障がい者相談支援事業

障がい者支援課

事業内容

障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

取組の方向性

多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。

柱2 取り残さない学びの支援**目指す方向性**

保護者の所得など家庭の状況が子ども・若者の学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。また、アンケート調査では、小学5年生及び中学2年生の保護者のいずれにおいても、「子育て（教育を含む）の悩み・あるとよい周囲からのサポート」として、子どもの教育、進学、教育費に関する悩みとそれに対する支援が最も必要であるという回答結果が示されています。すべての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けられるような環境を支援することは必要不可欠です。

家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべての子どもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、就学援助や高等教育の就学支援など教育費負担の軽減を図るとともに、学習支援や学習場所・機会の提供などに関する事業が継続できるよう、取組を推進します。

また、支援が必要な児童生徒や保護者を早期に発見し、福祉制度等の必要な支援につなげていく体制づくりも重要です。引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、関係機関との連携及び適切な支援につなげていきます。

74 子どもの生活支援事業

こども家庭センター

事業内容

様々な家庭環境に置かれる子どもたちに対し、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。

取組の方向性

支援が必要な子どもを早期に発見し、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。



事業内容

次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができるよう、教育応援基金を募り、給付型奨学金事業をはじめ、教育環境の充実を図る様々な事業に活用していきます。

取組の方向性

周知を進め、収入額の増加を目指すとともに、基金のさらなる活用を図っていきます。

事業内容

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを支給します。

取組の方向性

就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続などの分かりやすい表現と適切な周知に努め、全児童生徒等に向け、案内を行います。

事業内容

子どもの意向を丁寧に聞き取り、訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、きめ細かな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護利用世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。

取組の方向性

対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。

事業内容

子ども支援員とケースワーカーが協力し、中学生の時期から、高等学校進学への動機づけ、高等学校等に関する的確な情報提供など、生活保護利用世帯等の子どもや保護者が高等学校進学等に意欲を持てるよう、学校等関係機関と連携し支援を行います。入学後は、子ども自身が主体的に学校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援を行います。

取組の方向性

子どもの通学状況、学習状況に応じて関係機関と連携し、子どもを主体とした支援を行います。

79 生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業)

地域福祉推進課

事業内容

生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。現在、市内4か所(北部、東部、西部、御所見)で事業展開をしており、委託をしています。

取組の方向性

生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高等学校進学へ向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高等学校進学のための説明会等への同行支援も行い、学習支援にとどまらず、養育環境を把握し、関係機関との連携による改善を図り、子どもの社会的自立の促進、貧困の連鎖の防止に取り組みます。

80 奨学金給付事業

教育総務課

事業内容

意欲と能力のある高校生等が、経済的理由により進学を断念することなく、大学等での修学の機会が得られるよう、給付型の奨学金(入学準備奨学資金・学費奨学資金)を支給し、支援します。

取組の方向性

高等教育の修学支援に係る国・県の動向等を注視し、施策の内容を十分に検証したうえで見直しを行っていきます。

81 学校教育相談センターにおける相談体制の充実

教育指導課

事業内容

児童生徒の学校生活の適応を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談を行います。

取組の方向性

学校及び関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ります。

児童生徒や保護者の個々のニーズに対する適切な支援・援助を行います。



82 学校における相談の充実

教育指導課

事業内容

市立学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、課題を抱えた児童生徒に対する適切な対応を図ります。

取組の方向性

全教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒のサインを受けとめ、適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図ります。

再掲 相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組

教育指導課

学務保健課

事業内容

外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取り組めます。

取組の方向性

関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子どもたちの保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。

83 就学相談の実施

教育指導課

事業内容

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関わる就学相談を実施します。

取組の方向性

就学にあたり、子どもの実態や保護者のニーズに応じたきめ細かな対応に努めます。

84 教職員研修の充実

教育指導課

事業内容

学校教育の充実に向けて、各種研修の充実を図ります。

取組の方向性

いじめ防止、支援教育、子ども理解等の課題解決に向けた研修を充実させます。

85 就学援助制度の周知

学務保健課

事業内容

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを支給します。また、毎年、全児童生徒及び小学校へ入学する子どもがいる家庭に向け、案内の配布や送付を行います。

取組の方向性

就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続などの分かりやすい表現と適切な周知に努めます。特に小学校へ入学する子どもがいる家庭には、個別の案内、周知を行い、支援につなげます。

再掲
60

児童生徒の SOS の出し方に関する教育

保健予防課
教育指導課

事業内容

いのちを支える自殺対策の取組として、子どもたちが危機的状況に対応するために適切な援助希求行動がとれることを目的に保健予防課職員が学校に出向き、授業を行います。また、子どもたちからの SOS を大人が適切に受け止められるよう教職員向けのゲートキーパー養成講座を行います。

取組の方向性

保健所と学校が連携し、SOS の出し方に関する教育を普及させ、児童生徒自身が誰かに相談したり、助けを求めることができる体制や、教職員が児童生徒からの SOS に気づき、受け止められるような体制を整えていきます。

柱3 子どもを支え暮らしを支える支援の充実

目指す方向性

貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることがないように、生活の安定に資するための支援が必要です。アンケート調査においても、困窮層は暮らしの状況が大変苦しいと回答しており、お金がなくて食料や衣類が買えなかった経験をしている割合が高い傾向にあります。

支援の必要な世帯を早期に把握し、世帯の暮らしを支え、生活の安定を図ることは、子どもを支えることに直結します。そのため、生活困窮者自立支援法や生活保護法等の関連法制における様々な生活や就労に関する支援メニューを総合的に活用しながら、生活困窮など様々な困難を抱える世帯に対する自立に向けた様々な支援を提供しつつ、子どもの健やかな育ちを視野に入れた寄り添った支援に努めます。

また、貧困家庭や孤食の子どもに対して、地域住民のボランティアや自治体が主体となり、子どもがひとりでも利用でき、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場とも



なる「子ども食堂」をはじめとした食に関する支援について、その活動が継続できるよう、こども未来基金を活用した側面的支援を継続していきます。

86 食支援のための取組

子ども総務課

事業内容

「こどもの食支援のための拠点運営事業補助金交付要綱」に基づき、子ども食堂や地域食堂などの子どもの食支援活動に対する食材等の寄附・受入れや保管、地域団体への配布等を行う拠点運営を支援します。また、市内の子ども食堂の活動について、市民向けの情報配信を行うとともに、子ども食堂を運営する団体との情報交換などを行い、活動を支援します。

取組の方向性

子ども食堂について、多様な在り方を前提にしている活動となることから、本市が関わることでそのメリットがなくならないよう、団体運営者が主体的に活動できる環境づくりや側面的支援を続けていきます。

87 農福連携による「食材の提供」

地域福祉推進課

農業水産課

事業内容

農家の方々をはじめ、多様な主体からのご厚意による食材を、子どもへの「食」に関する支援を行う団体に提供できるよう、市、藤沢市社会福祉協議会、JA さがみの協働した取組を行います。

取組の方向性

子どもの居場所に関する事業や子ども食堂に対し、JA さがみ、藤沢市社会福祉協議会との協働により子どもへの食材提供を行うことで、子どもたちに「食」を通じた様々な体験の場を提供します。

88 助産施設・母子生活支援施設への入所支援

子育て給付課

事業内容

経済的理由により病院等に入院して出産することができない妊産婦が、助産施設に入所して出産できるよう、出産に係る費用の給付を行います。

日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭について、母子生活支援施設への入所支援を行います。

取組の方向性

助産施設入所の申請時に、妊婦が抱える不安や悩みに気づき、ニーズに合った情報提供を行うことで、必要な支援につなぎます。

母子生活支援施設への入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。

89 生活困窮者自立支援事業(住宅確保給付金、家計改善支援事業)

地域福祉推進課

事業内容

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援に向けて、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金事業、家計改善支援事業を行っています。

住居確保給付金事業については、離職により住居の喪失の恐れのある方を対象に一定期間住宅費を支給するとともに、ハローワークを利用した常用就職に向けた支援を行います。

家計改善支援事業については、債務の支払いや家計の収支バランスが整わないため、困窮状態に陥っている方に対し、家計分析を行うとともに、家計の改善に向けた支援を行います。家計改善支援事業については、委託をしています。

取組の方向性

離職により生活基盤が崩れ、住居喪失の恐れのある世帯(保護者)に対し、ハローワークと連携し常用就職に向けた支援を行うことで、子どもの生活環境を変えることなく、安心して過ごせる生活の維持に向け取り組みます。

収入はあるが、収支が合わない、債務があるなど家計に関する課題に対し、客観的な視点で相談者自らが気づき、行動できるよう支援を行います。また、子どもの進学など将来のための貯金ができるよう意識づけに向けた支援を行います。家計収支を適正化し、生活の再建に取り組みます。

90 生活保護制度による支援

生活援護課

事業内容

生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障します。

取組の方向性

生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するため必要な保護を行い、自立のための支援を行います。

91 生活保護利用世帯への就労支援

生活援護課

事業内容

就労支援相談員とケースワーカーが協力し、就労可能な生活保護利用者に対して、求人情報の提供や求職活動を行う際の支援を行います。

取組の方向性

就労による自立のために支援を行います。また就労が困難な場合には就労準備のための支援を行います。中学卒業後の進路や高等学校卒業後の進路に対し学校と連携を図りながら支援を行います。



事業内容

自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSW の配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。

取組の方向性

本事業については、直営（地域福祉推進課・バックアップふじさわ）と委託（藤沢市社会福祉協議会・バックアップふじさわ社協）の両輪で行っています。生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。

92 市営住宅の環境整備

事業内容

住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整備します。

取組の方向性

住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に優遇制度の適用や適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整えます。

93 住宅確保要配慮者への支援

事業内容

住宅確保要配慮者への支援を図るため居住支援協議会を設置し、住宅確保のための支援及び入居後における居住の継続が可能となるような具体的支援を実施します。

取組の方向性

行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅市場において自力で住宅を確保することが難しい低額所得者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者が、自ら住宅を確保できる体制を構築するとともに、入居後の見守りや、居住継続に関する課題などへの支援体制を構築し、安心して暮らせる環境を目指します。

94 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育課

事業内容

認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。

取組の方向性

国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。

再掲 基本目標2 柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
基本目標6 柱3 ひとり親家庭への支援

取組の方向性

※再掲された基本目標及び柱に紐づくすべての事業が、基本目標2柱3における目指す方向性につながることから、基本目標及び柱ごと再掲をしています。

柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

目指す方向性

障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもが相談・支援につながらないことにより、子どもの発達への理解、対応が遅れるとともに、養育者のストレスが高まることが、子どもの養育に影響を及ぼす場合があることから、障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもの早期発見と適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化に取り組めます。

これまで、利用者からの相談を受け、18歳未満の障がい児を対象に障がい児支援サービスの支給決定を行い、障がい児通所支援事業所では療育の提供や相談・支援を実施するとともに、障がい児等に対する手厚い保育を行うための助成のほか、学校においては特別支援教育の推進を図ってきました。

また、2021年（令和3年）9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。この法律において医療的ケア児及びその家族に対する支援が明文化され、医療的ケア児を子育てする家族の負担軽減や医療的ケア児の健やかな成長を社会で支えることが明らかにされました。

引き続き、多様な主体が連携し、障がい児やその家族に対する支援を行うとともに、医療的ケア児やその家族をも包含しながら、保育・教育・生活など様々な場面で特性のある子ども・若者の成長や発達、将来の自立、社会参加を支援し、インクルーシブな地域社会の形成を図ります。



95 子ども発達相談の充実

こども家庭センター

事業内容

発達に課題のある子どもに関する相談を受け、発達の状態に応じた対応について助言を行い、適切な支援につなげます。

また、幼稚園や保育所等を対象に、子どもの成長につながる支援方法の助言を行うとともに、地域への発達障がいの理解を促すための啓発事業等を実施します。

取組の方向性

子どもの発達特性に応じた相談支援の充実を図り、幼稚園、保育所及び学校など、関係機関との連携体制の構築を進め、発達に課題のある子どもへの切れ目のない支援の強化を図ります。

96 障がい児支援サービス

こども家庭センター

事業内容

障がいのある子どもやその家族に対し、障がい福祉サービスの支給決定を行い、子どもの自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、事業所に対して適切な運営の確保と質の向上を図るための支援を行います。

取組の方向性

適正な支給決定をはじめ、障がい児やその家族のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう、児童発達支援センターを中核として事業所との連携等を行いながら障がい児福祉の向上を図ります。

97 特別支援保育事業

保育課

こども家庭センター

事業内容

幼稚園、幼児教育施設、認定こども園、保育所等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。

取組の方向性

特別な支援が必要な子どもに対して集団の中での社会性向上や情緒の発達を促すとともに、障がいの有無などに関係なく、すべての子どもを受け入れて一緒に過ごすインクルーシブな環境づくりを進め、「ともに学び、ともに育つ力」を培うことを目指します。

98 「育てにくさ」を感じている親への支援

親子すこやか課

事業内容

保護者が子どもの発育や発達に関して、育てにくさを感じたときに、子どもの特徴や発達等の理解を深め孤立することなく育児ができるよう支援します。

取組の方向性

すべての保護者が子どもの発育や発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、包括的に支援します。

再掲
73

障がい者相談支援事業

障がい者支援課

事業内容

障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

取組の方向性

多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。

99 太陽の家(藤の実学園、しいの実学園)

障がい者支援課

事業内容

障がい児者に対して、日常生活や機能訓練などを通じて、社会参加と福祉の増進を支援します。

取組の方向性

障がい特性に応じた質の高い支援を図ります。

100 補装具の給付

障がい者支援課

事業内容

身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活を容易にすることを目的として、身体障がい者手帳の交付者及び特殊な疾病に該当する難病患者に対して、神奈川県立総合療育相談センターが補装具を必要と認めた方に支給します。

取組の方向性

対象となる利用者に対して交付決定を行い、日常生活・職業生活・学校生活を少しでも容易に送ることができるよう補装具費を支給し、身体障がい児者及び難病患者の日常生活の向上を図ります。

101 特別児童扶養手当の支給

子育て給付課

事業内容

精神、知的又は身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続の経由事務を行います。

取組の方向性

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいのある児童を監護している家庭に特別児童扶養手当の経由事務を行うことにより、障がいのある児童を監護している家庭の生活の安定を図ります。



102 障がい児福祉手当の給付

障がい者支援課

事業内容

20 歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳 1 級の一部及び 2 級の一部の方、知能指数 20 以下の方、精神障がい者保健福祉手帳 1 級又はその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。

取組の方向性

障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

103 障がい者福祉手当の給付

障がい者支援課

事業内容

身体障がい者手帳 1 ～ 3 級の方、精神障がい者保健福祉手帳 1 級及び 2 級の方、知能指数 50 以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。

取組の方向性

障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

104 障がい者等医療費助成事業

障がい者支援課

事業内容

身体障がい者手帳 1 ～ 3 級の方、精神障がい者保健福祉手帳 1 級及び 2 級の方、知能指数 50 以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。

取組の方向性

障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

105 育成医療給付事業

子育て給付課

事業内容

給付対象となる疾患のある 18 歳未満の児童の医療費を助成します。

取組の方向性

必要な医療の給付を行うことにより、児童の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携を図ります。

106 特別支援教育の推進

教育指導課

事業内容

特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修の内容の充実に努めます。

児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持及び安全な環境整備を図ります。

取組の方向性

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に、基礎的、基本的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、研修を行います。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し介助員を、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し学校看護師を派遣します。

特別支援学級の市立小・中学校全校設置を目指し、順次取り組みます。

107 医療的ケア児に対する相談支援

こども家庭センター

事業内容

医療的ケア児等とその家族、支援者等の相談を受け付け、必要な情報の提供や助言、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関と連携して支援を行います。

取組の方向性

医療的ケア児数の推移や、国の動向を踏まえながら、医療的ケア児や家族等のニーズに応えられる効果的な相談支援体制を医療的ケア児等コーディネーターとともに構築し、地域を含めた支援機関の連携強化を図ります。

再掲 慢性疾患や障がい等により、医療的ケアや長期療養が必要な児童及び保護者への支援

親子すこやか課

事業内容

慢性疾患や障がいなど医療的ケアや長期療養が必要な子どもと保護者に対して、育児や療養の支援だけでなく、地域で暮らしやすくなるよう、孤立予防を図ります。

取組の方向性

慢性疾患に関する講演会・教室・交流会を通じた情報共有と交流、訪問等による個別支援を地区担当保健師を中心として実施し、より多くの対象に利用してもらえるよう工夫を図ります。



事業内容

訪問看護ステーション等の看護師等が居宅を訪問し、家族等に代わり一時的に医療的ケア児の看護を行い、家族等の休息や通院、きょうだい児の世話などの時間を確保できるよう支援します。

取組の方向性

医療的ケア児の家族等の介護負担の軽減、休息時間やきょうだい児と過ごす時間が確保できるよう、事業の周知等を図りながらニーズに応えられる支援を行っていきます。

109 医療的ケア児保育事業

事業内容

保護者の子育てと仕事の両立支援及びインクルーシブ保育の実現のため、集団保育が可能と判断される医療的ケア児を受入れるための体制整備をします。

取組の方向性

保育所への入園を希望する医療的ケア児の地域ニーズを把握し、受入体制の整備に取り組むとともに各保育施設への情報提供や研修などを通じて受入施設が増加するよう充実を図っていきます。

柱5 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進**目指す方向性**

ライフスタイルや世帯構成の多様化に伴い、核家族世帯が主流になっており、かつ増加傾向にあることが把握できます。また、アンケート調査及びニーズ調査において、共働き世帯が顕著に増えている傾向も明らかとなっています。このような状況にある世帯が、困窮状況や不安、悩みを身近な人に打ち明けたり、相談したりすることができない、又は頼れる人がいない孤立した状況にあり、行政の相談窓口につながりにくい人達がいることも課題となっています。

また、神奈川県の子童相談所虐待相談受付件数が、コロナ禍で一時的に減少した年を除き、一貫して増加傾向にあること、本来大人が担うと想定されている家事や家族のケア等を子どもが日常的に行うことで学業や友人関係等に支障が出てしまうなどのヤングケアラーや社会的養護経験者に関する自立に対する困難など、様々な子どもと家族を取り巻く課題が発生しており、これらの解決に向けた取組が求められています。

本市においては、2024年（令和6年）4月にこども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うとともに、児童相談所はもとより、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等と連携し、相談支援体制の充実や課題の把握・解決に向けた取組を推進します。

110 母子保健からの児童虐待予防及び早期対応

親子すこやか課

事業内容

こども家庭センターとして、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して妊娠期から切れ目のない相談支援を行うとともに、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。

取組の方向性

妊娠届出時面談など妊娠期から、出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を充実させます。また、支援の必要な子どもとその保護者については、児童福祉部門と連携を強化し、安心して子育てができるように支援します。

再掲
71

生活困窮者自立支援の充実

地域福祉推進課

事業内容

自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSW の配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。

取組の方向性

本事業については、直営（地域福祉推進課・バックアップふじさわ）と委託（藤沢市社会福祉協議会・バックアップふじさわ社協）の両輪で行っています。生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。

再掲
68

こども家庭センターの体制整備

こども家庭センター

事業内容

母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談支援を行うとともに地域資源の開拓などにより必要な支援を提供できる体制を整備します。

取組の方向性

相談対応に加え、支援が必要なこどもや妊産婦等を早期に発見し、家庭支援事業、地域資源等を有機的に組み合わせ、相談者とともにサポートプランを作成することで必要な支援の充実に図ります。また、多機関連携・協働によるネットワークの構築や地域資源の開拓を進め、必要な支援を着実に提供できる体制の整備を図ります。



事業内容

家族の介護やその他の日常生活上の世話を担う子ども（ヤングケアラー）への相談支援を関係機関と連携して実施します。

取組の方向性

子どもの権利擁護のための支援窓口を設け、福祉や教育部門との連携等によりヤングケアラーの実態を把握し、介護保険や障がい福祉、子育て世帯訪問支援事業などのサービスにつなげるなど、必要なサポートを行っていきます。

再掲 地域での相談・連携の取組（民生委員・児童委員、主任児童委員との連携）

福祉総務課

事業内容

民生委員・児童委員、主任児童委員が、福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい児童及び子育て世帯に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。

取組の方向性

継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員の負担軽減や担い手不足の解消に向けて取り組み、地域福祉の充実を図ります。

112 養育支援訪問事業

こども家庭センター

事業内容

養育の支援が特に必要である家庭を対象に、居宅を訪問し、保健師などによる養育に関する相談、指導、助言等の専門的相談支援を行い、子どもの適切な養育の確保を図ります。

取組の方向性

養育についての支援が特に必要な家庭に対しては、保健師等による養育に関する専門的な指導・助言を継続的に行い、子どもの安定した養育の確保に努めます。

113 子育て世帯訪問支援事業

こども家庭センター

事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等を対象に、訪問支援員が育児・家事援助を行うとともに、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言等を行います。

取組の方向性

支援が必要な家庭の養育環境等を支えていくためにも、引き続き、ニーズに対して確実に応えられるサービス提供の確保に努めていきます。

114 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

こども家庭センター

事業内容

子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行います。

取組の方向性

子育て家庭の様々なニーズに対応するとともに、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、支援が必要な家庭の保護者が子どもと離れることで休息がとれる機能を維持していきます。

再掲
74 子どもの生活支援事業

こども家庭センター

事業内容

様々な家庭環境に置かれる子どもたちに対し、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。

取組の方向性

支援が必要な子どもを早期に発見し、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。



事業内容

子どもの家庭における安定した養育環境を確保するため、その家庭の課題に関する相談を受けるとともに、児童虐待の予防、早期発見及び家庭への迅速な対応と指導・支援を行うため、「藤沢市要保護児童対策地域協議会」の構成機関が各々の専門性を活かして連携しています。

取組の方向性

要保護児童の家庭等に対して迅速な対応や適切な指導・助言等を行うため、「要保護児童対策地域協議会」の構成機関が事例検討や進捗管理を定期的に行い、情報や支援の在り方を共有するなど連携強化に努めていきます。

116 子どものいる生活保護利用世帯等に対する支援の充実(子ども支援員による日常生活支援、養育支援)

事業内容

子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護利用世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。

取組の方向性

対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。

117 親子関係形成支援事業

事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対してペアレントトレーニング等を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けています。

取組の方向性

これまでの子ども発達相談の中で行ってきたペアレントトレーニング及びペアレントプログラムに加え、児童虐待等から親子の関係性や児童の関わり方に不安を抱えている保護者への講義、グループワーク、ロールプレイ等の取組を実施していきます。

基本目標3 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う重要な時期とされています。すべての子どもが一人ひとり主役として大切にされ、様々な人や環境との出会いを通じて興味や関心を広げ、自分らしく成長していく経験は、生涯にわたっての心の健全さや安心感を高め、潜在的に持っている力を最大限に発揮できる礎となります。

しかしながら、少子高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、妊産婦をはじめとする子育て当事者は身近な地域での相談や協力を得ることが困難な状況におかれており、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっている現状にあります。

また、すべての子どもが健やかに育つための基盤として、妊産婦・乳幼児期における保護者の果たすべき責務は大きく、母子保健法を中心に、児童福祉法や子ども・子育て支援法において、その理念が明示され、国や地方公共団体も乳幼児の健康増進や保護者に対する支援を行うことが義務づけられています。

このような中で、本市では「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づき、今後の保育の需給バランスを見据えた受皿確保を進め、2021年（令和3年）から2年連続で国基準の待機児童を解消しました。しかし、2024年（令和6年）4月の保育所等利用申込においては、前年と比較し、就学前児童数が885人減少するとともに、これまで増加を続けていた利用申込児童数も34人減少したものの、保育士不足を理由に定員枠での受入れを行うことができなかった保育所もあり、2023年度（令和5年度）に引き続き待機児童数（国基準）が生じる結果となりました。

なお、女性の社会進出等による共働き世帯の増加に伴い、働き方の多様化が進んでいることや少子化対策への側面的支援という観点からも、乳幼児期の多様なニーズに対応した保育サービスを継続することはもとより、不妊症・不育症への対応や周産期医療、産前・産後のサポートなど切れ目のない支援を推進していきます。

柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目のない保健・医療の充実

目指す方向性

核家族化の進行などを背景に、妊娠や出産、育児の不安や悩みについて、両親や同世代の友人・知人など身近に相談相手がおらず、妊産婦などが孤立化してしまうことが課題となっています。出産前においては、不妊等の治療における妊婦と夫・パートナーの身体的・精神的負担や経済的な負担も大きく、母体や子どもの成長に影響します。そのため、妊娠前から妊娠期を通じて、乳幼児期にいたるまで、切れ目なく保健・医療提供体制の充実を図る必要があります。

本市では、不妊症・不育症治療や出産への支援及び周産期医療機関と連携を行うなど、出産に関する支援を行うとともに、妊娠届出時から出産・産後へと継続的に地区の保健師である母子保健コーディネーターが寄り添い、切れ目のない支援に取り組んできました。引き続き、母子健康手



帳の交付、「藤沢市こんにちは赤ちゃん事業」をはじめとする訪問指導などの母子保健サービスの充実により、産前産後の母親の心身の健康、育児や子どもの発育・発達に関する様々な不安や課題を早期に発見し、関係機関と連携・協働しながら切れ目のない支援の充実を図ります。

また、これらの取組とライフステージを通した、子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供体制と連携した取組を充実させていきます。

118 不妊症・不育症治療費の助成

親子すこやか課

事業内容

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療治療の費用、及び不育症と診断されたのちに受けた治療や検査に要した費用（保険診療分を除く）の一部を助成します。

取組の方向性

治療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。

再掲 110

母子保健からの児童虐待予防及び早期対応

親子すこやか課

事業内容

こども家庭センターとして、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して妊娠期から切れ目のない相談支援を行うとともに、児童福祉と母子保健が一体的に支援を行います。

取組の方向性

妊娠届出時面談など妊娠期から、出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を充実させます。また、支援の必要な子どもとその保護者については、児童福祉部門と連携を強化し、安心して子育てができるように支援します。

119 訪問による相談事業

親子すこやか課

事業内容

妊産婦・新生児訪問指導事業として、こんにちは赤ちゃん事業（ハローベビィ訪問）・乳幼児訪問指導事業・未熟児訪問指導事業・慢性疾患児訪問指導事業を実施します。

取組の方向性

乳幼児期の各種健診や個別支援を通して把握した、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題に対して、主に乳幼児期の全戸訪問事業などの自宅への訪問等の機会を通じて必要な情報の提供や関係機関の支援につなぐなど、包括的な支援の実施に努めます。

120 乳幼児健診等の充実

親子すこやか課

事業内容

子どもの健やかな発育・発達のために、乳幼児健診を充実させ、健診の機会を捉えて各種相談を行ったり、一定期間経過観察が必要な子ども等には継続した支援を行っています。

取組の方向性

乳幼児健診の機会を捉え、乳幼児健診受診をすすめ、発育・発達を確認するとともに育児支援の場としても、関係機関と連携をすすめるなど乳幼児健診を充実させます。

121 産前・産後の支援

親子すこやか課

事業内容

妊娠期からおおむね産後 1 年間を中心とした産前産後の妊産婦の健康状態における課題把握と、子どもの成長過程による子育ての大変さなどへ早期に対応できるよう、産前・産後の支援事業等をとおして、安全・安心な産前産後を過ごすことができるよう支援します。

取組の方向性

産前産後の特有の母の心身の変化に対応し、少しずつ子育てに慣れ、負担なく子育てが行えるよう、子育て支援センターや保健センター等での育児相談や産後ケア事業等につなぎ、早期対応に努めます。

再掲
98 「育てにくさ」を感じている親への支援

親子すこやか課

事業内容

保護者が子どもの発育や発達に関して、育てにくさを感じたときに、子どもの特徴や発達等の理解を深め孤立することなく育児ができるよう支援します。

取組の方向性

すべての保護者が子どもの発育や発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、包括的に支援します。

122 母子歯科保健の充実

親子すこやか課

事業内容

妊娠期から、家族の口腔衛生に関心を持ち、う蝕予防について普及啓発を行います。また、子どもの健康な歯を育てるための口腔ケアや口腔機能の相談が受けられるように、幼児健康診査やむし歯予防相談等を通じ、関係機関と連携を図ります。

取組の方向性

マタニティクラスや幼児健康診査・相談を通じ、定期歯科健康診査の必要性を伝えむし歯予防について推進します。



123 未熟児養育事業

子育て給付課

事業内容

出生時の体重が2,000グラム以下又は医師が養育医療を必要と認めた乳児の入院に係る医療費等を助成します。

取組の方向性

対象となる乳児に必要な医療費等を給付します。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、乳児の健康の保持増進と保護者の経済的負担の軽減を図ります。

124 周産期医療体制の整備

市民病院

事業内容

出産後2週目に、外来で母子のフォローをします。
新生児集中治療室との連携強化や整備を図ります。

取組の方向性

産科と連携登録をしている診療所での妊婦健診の受診、妊娠中の緊急時対応やお産、そして1か月健診までを当院で行うことにより、妊産婦の身体的・精神的な負担軽減を図ります。

125 里帰り出産への支援

市民病院

事業内容

産科セミオープンシステム（妊婦健診の受診を連携登録している診療所で行い、妊娠中の緊急時対応やお産・1か月健診を当院で行う連携診療）を活用し、里帰り出産を支援します。

取組の方向性

産科と連携登録をしている診療所での妊婦健診の受診、妊娠中の緊急時対応やお産、そして1か月健診までを当院で行うことにより、妊産婦の身体的・精神的な負担軽減を図ります。

126 妊婦のための支援給付(出産・子育て応援給付金)

親子すこやか課

事業内容

妊婦のための支援給付として、支援給付金を支給します。

取組の方向性

妊婦に対して給付金を支給し、妊娠、出産、育児期にむけた経済的支援を実施します。

再掲 基本目標1 柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

取組の方向性

※再掲された基本目標及び柱に紐づくすべての事業が、基本目標3柱1における目指す方向性につながることから、基本目標及び柱ごと再掲をしています。

柱2 子育て支援サービスの充実

目指す方向性

これまでも、すべての子育て家庭への支援の充実を図るため、子育て支援センターやつどいの広場、幼稚園、保育所などの関係機関が連携し、就学前の子ども・子育て世帯の社会的孤立の防止に向けて支援等の体制を構築してきました。引き続き、地域の身近な場で、子育てに関する情報提供・相談支援・交流事業を行うとともに、こども家庭センターを中心とした専門機関との更なる連携を図ります。

また、子育て支援センターやつどいの広場などの地域子育て支援拠点事業は、保護者同士の交流の場や、子どもたちの自由な遊びの場、様々な人や環境と関わり合う場を提供するものです。それにとどまらず、各地区で行われている地域版「子育て応援メッセ」（身近な地域における子育て支援グループの交流を促す事業）などの実施に対する支援等を通じて、地域の人たちが、親同士の支えあいや子どもの育ちあいを温かく見守っていけるよう、地域子育て支援拠点事業は親子・家庭・地域社会をつなぐ役割を担っていきます。

そのほか、子どもを一時的に預かる事業（認可保育所で行う一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）などの子育て支援事業を実施することで、子育て家庭のライフスタイルに応じた多様なニーズに対応する相談・支援の提供体制を引き続き充実させていきます。

127 子育て支援センター事業の充実

親子すこやか課

事業内容

妊娠期から就学前までの子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる子育てひろばです。

また、育児相談や講習会なども行っています。

取組の方向性

子育て全般に関する専門的な子育て支援の拠点として、地域のニーズにあった交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供などを行い、地域の中で安心して子育てができるよう子育て支援事業の充実を図っていきます。

子育て支援センターにおける利用者の相談内容や様子から保護者の抱える様々な困難を発見し、気持ちに寄り添いながら受けとめ、必要に応じて専門的な支援につなぎます。また、地域における巡回子育てひろば等の充実を図ります。



128 つどいの広場事業の充実

親子すこやか課

事業内容

子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育てに関する情報の提供などを行います。

取組の方向性

身近な地域における子育て支援の場としてそれぞれの地域の特徴を生かした子育て支援を充実させます。また、つどいの広場において、子育て家庭のニーズを把握し、困りごとの早期発見・対応につなげます。

129 藤沢版つどいの広場への支援

親子すこやか課

事業内容

地域において、つどいの広場に準じて実施している子育て中の親と子の交流を促進する自主的な活動に対して支援を行います。

取組の方向性

地域のニーズに合わせて、子育て支援センターの子育てアドバイザーの派遣などにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

130 子育てふれあいコーナー事業の推進

親子すこやか課

事業内容

地域子どもの家や児童館等において、保育士と子育てボランティアによる子育て中の親と子の交流、情報提供、子育て相談を実施します。

取組の方向性

遊びを通して、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。

再掲 48 子育てに関する情報提供の充実

子ども総務課
親子すこやか課

事業内容

藤沢市ホームページをとおした子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。

取組の方向性

「ふじさわ子育てガイド」について、子育て家庭にとってより分かりやすくなるように内容の充実を図ります。

藤沢市ホームページや「子育てアプリふじさわ」を通して最新情報を発信します。情報発信の更なる充実を図るとともに、子育て支援が身近にあることを知ってもらい、その利用につなげていきます。

131 保育所・幼稚園等での相談

保育課

事業内容

保育所等入所申込時における保育課窓口での相談のほか、保育所・幼稚園等への入所後に施設長等が相談を受けた場合において、関係機関と連携した対応を図ります。

取組の方向性

保育所・幼稚園等が保護者から相談を受けた場合、速やかに関係機関と連携が図れるよう体制を整えます。

132 ファミリー・サポート・センター事業

こども家庭センター

事業内容

保護者の仕事と育児の両立など安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営しています。

取組の方向性

子育ての手助けを希望する方（おねがい会員）の多様なニーズに対応できるよう、子育ての手助けができる方（まかせて会員）の確保に努めるなど、事業の安定的な運営と支援の充実を図っていきます。

133 保育コンシェルジュによる相談支援の充実

保育課
親子すこやか課

事業内容

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行います。

取組の方向性

保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供、子育て支援センターでの出張相談を引き続き行っていきます。また、保護者に寄り添う支援として、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実していきます。

134 一時預かり事業の推進

保育課

事業内容

保護者の就労や病気、出産等により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児に対する一時預かり事業を行います。

取組の方向性

保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き一時預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、実施施設の増設についても検討を進めます。



再掲 子育て短期支援事業
114 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

こども家庭センター

事業内容

子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行います。

取組の方向性

子育て家庭の様々なニーズに対応するとともに、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、支援が必要な家庭の保護者が子どもと離れることで休息がとれる機能を維持していきます。

135 地域に開かれた保育園

保育課

事業内容

保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育関連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。

取組の方向性

引き続き、子育て家庭交流事業、小中高生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。

基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っています。

再掲
14 ブックスタート事業

総合市民図書館
親子すこやか課

事業内容

1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。

取組の方向性

市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど各地域の様々な場を活用し、ブックスタート事業の周知を図るとともに、事業前後のフォローアップとして各種保健事業時等に啓発リーフレットを配布します。

職員とボランティアの交流会・研修会の内容や機会の充実に取り組み、ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上を目指します。

柱3 乳幼児期の保育・教育の充実

目指す方向性

共働き世帯の増加に伴い、都市部を中心とした保育所への入所希望の増加に対応するため、国は新子育て安心プランに基づき課題となっている待機児童対策を実施してきました。

本市においても、待機児童の解消に向け、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づき、認可保育所や小規模保育事業の新設整備や既存保育施設の活用などによる保育の受皿確保等の取組を進めた結果、2021年（令和3年）に待機児童を解消した以降は、就学前児童数や保育需要の動向を精査し、将来的な供給過多を招かぬよう、新設整備によらない手法で対応してきました。しかしながら、就学前児童数の減少に続き、これまで増加を続けていた利用申込児童数が10数年ぶりに微減に転じる中で、2023年（令和5年）・2024年（令和6年）4月1日時点では待機児童が再び生じる結果となったことから、就学前児童数の推移や保育需要の動向を見極めながら、引き続き、需給バランスを保つことができるよう需要量を精査し、保育施設の新設や保育士確保策の拡充など多様な保育の受皿確保策を臨機応変に検討するなど、待機児童対策を進めていきます。

また、保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育事業・休日保育事業・藤沢型認定保育施設事業・幼稚園における預かり保育事業や病児保育事業・病後児保育事業・特別支援保育事業・医療的ケア児保育事業をはじめとしたインクルーシブ保育事業などにより幅広い支援等を行うとともに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に向けた検討を行うなど、サービス提供体制の充実を目指します。

乳幼児期の保育・教育の展開にあたっては、すべての子どもの安心や安全を担保することはもとより、「子ども主体の保育」の実践により、非認知能力を身に付けるため、「遊びや体験」の充実を図るとともに、「子どもの存在を認めて寄り添う」、「他者と関わる機会を作り見守る」、「興味関心が高まる環境をつくる」という視点で保育の充実を図っていきます。

さらに、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えるため、幼児教育・保育と小学校・中学校教育の円滑な接続を図ります。

なお、公立保育所については、引き続き4園の「基幹保育所」を中心として、保育の受皿としての役割にとどまらず、民間保育施設との交流・支援や、子育て支援センターと連携し地域の子育て支援の充実（地域子育て支援ネットワークの充実）を図っていきます。また、医療的ケア児に対する保育などのインクルーシブ保育を推進する役割も含めて、公立保育所の在り方について、検討を進めていきます。

136 保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大

子ども総務課

事業内容

認可保育所の新設整備や再整備等による定員拡大、既存保育施設の活用や保育士確保策の拡充などにより、保育の受入枠の拡充を図ります。

取組の方向性

地域ごとに就学前児童数の状況や保育ニーズの動向を精査するとともに、保育の需給バランスを見据えながら、公募による施設の新設整備や既存保育施設の再整備、保育所分園の本園化、保育士確保策など様々な事業を検討し、保育の受皿確保に取り組んでいきます。



137 既存保育施設の再整備

子ども総務課

事業内容

既存認可保育所等（公立・法人立）の再整備を行うことにより、保育環境の向上と安全性の確保を図ります。

取組の方向性

法人立保育所等の再整備にあたっては、仮設園舎の確保をはじめとした様々な調整が必要となることから、再整備を検討する法人を支援していきます。

公立保育所については、藤沢市公共施設再整備プランに基づき、「基幹保育所」及び「地域保育所」について、計画的な建替え等に向けた検討を進めます。また、「その他保育所」については、建物の老朽化や地区の保育需要の状況等に鑑み、必要な修繕を施しながら今後の施設の在り方を検討していきます。

138 延長保育事業の充実

保育課

事業内容

保護者の就労時間等の都合により、利用時間を超えて保育が必要な場合に行う延長保育事業を実施します。

取組の方向性

多様化する保護者の就労形態や保育ニーズに対応するため、地域の実情や利用状況等を踏まえ、引き続き延長保育事業の充実に取り組んでいきます。

139 休日保育事業の実施

保育課

事業内容

保護者の勤務等により、日曜日や祝日に家庭での保育が困難な乳幼児に対し、休日保育事業を実施します。

取組の方向性

保護者のニーズや地域の実情等を踏まえ、実施施設の拡充等を検討します。

140 病児・病後児保育事業の推進

保育課

事業内容

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を実施します。

取組の方向性

引き続き事業を実施するとともに、地域ニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、必要な整備を検討していきます。

141 保育所等における児童への安全・安心な保育の提供

保育課

事業内容

保育所等において、安全・安心な保育を提供できるよう、アレルギー対応や感染症予防、非常時の対策や事故防止のほか、園外活動における注意事項等について情報提供を行います。

取組の方向性

保育所等に対し、引き続き必要な情報提供や研修の開催、助言等を行うことで、安全・安心な保育の提供を図っていきます。

園外活動における安全確保に関する情報提供を行っていきます。

142 幼稚園、保育所等職員への支援

こども家庭センター

事業内容

特別な支援が必要な子どもへ適切に対応できるよう、幼稚園、保育所等職員に対し、巡回によるコンサルテーションや助言等のサポート、研修等を行います。

取組の方向性

幼稚園、保育所等職員に対し、一人ひとりの特性や能力に応じた支援方法の助言などのサポートを児童発達支援センターとともに実施し、教育・保育の質的向上を図ります。

143 法人立認可保育所における保育内容の充実

保育課

事業内容

国の基準を上回る市独自基準での保育士の配置を行うための人件費、また施設運営の安定化を目的とした管理費などの助成により、法人立認可保育所の運営支援を行います。

取組の方向性

法人立認可保育所の安定運営への支援により、多様な保育ニーズへの対応と保育環境の充実を図ります。

144 保育サービスの第三者評価の実施

保育課

事業内容

保育の質の維持・向上を図るため、公正で中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から、保育内容等を評価する第三者評価を実施します。

取組の方向性

保育の質の確保に向けて、引き続き、公立保育所における第三者評価を実施していきます。また、法人立認可保育所においても、第三者評価の実施を推進していきます。



145 基幹保育所を中心とした保育施設との連携や協力・支援の実

保育課

事業内容

公立保育所のうち4園を「基幹保育所」と位置づけ、教育・保育提供区域ごとに基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流、支援を行う体制づくりを進めます。

取組の方向性

基幹保育所として位置づけた公立保育所4園は、各保育所で取り組んできたすべての子どもが一人ひとり主役として大切にされる「子ども主体の保育」に関する取組を更に充実させるため、これまで蓄積してきた専門知識やノウハウを活用し、地域全体の保育の質の確保に向けた調整役を担っていきます。

基幹保育所を中心として、保育関連施設との連携や協力関係を深めることで、地域における子育て家庭への支援の充実を図るとともに、保育サービス全体を視野に入れながら、公立保育所の在り方について検討を進めていきます。

146 届出保育施設への支援

保育課

事業内容

届出保育施設を利用する児童の健康診断や職員の保菌検査等に要する経費の一部を助成し、施設の安全で衛生的な保育環境の維持を支援します。

取組の方向性

届出保育施設の利用児童の健康診断等、安全で衛生的な保育環境の維持に係る費用の一部を助成することにより、施設の保育環境の充実を図ります。

147 藤沢型認定保育施設への支援

保育課

事業内容

待機児童の解消を図るため、認可外保育施設からの申請に基づき、市が定める基準を満たす施設を「藤沢型認定保育施設」として認定し、対象児童数に応じて運営費の助成を行います。

取組の方向性

待機児童の受皿確保を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設への助成事業を行っていきます。

再掲 94 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育課

事業内容

認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。

取組の方向性

国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。

148 幼児教育の振興

保育課

事業内容

幼児教育の振興を図るため、市内の私立幼稚園及び幼児教育施設に対し、教材教具等の購入費及び健康管理事業費を助成します。

取組の方向性

教育環境の整備や衛生管理事業の充実を図るため、引き続き幼稚園等に対する助成を行っていきます。

149 幼稚園における預かり保育の推進

保育課

事業内容

保護者の就労等、保育ニーズの高い児童が幼稚園を利用できるよう、幼稚園における預かり保育の推進に向けた支援を行います。

取組の方向性

保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業の充実に向けた支援を行っていきます。

150 幼稚園に対する認定こども園への移行支援

保育課

事業内容

多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援を行います。

取組の方向性

2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けた支援を進めていきます。

151 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

子ども総務課

事業内容

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し支援を強化するため、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。

取組の方向性

保育ニーズや地域バランス等を考慮しながら、事業の体制整備と実施施設の拡充を図ります。



152 教育連携の推進

教育指導課

保育課

事業内容

幼稚園及び保育所と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、幼保小中特連携担当者会等において、協議・研修・交流を行います。

取組の方向性

架け橋期の教育の充実及び円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の連携を推進します。

153 保育現場の事務改善等に関する取組(ICT化・経営分析)

保育課

事業内容

保護者の利便性の向上及び保育現場の事務負担軽減を図るため、公立保育所及び特別保育事業実施園に対し、システムを提供します。

取組の方向性

システムの提供を引き続き行うことにより、業務の効率化及び保護者の利便性の向上を図ります。

154 保育士処遇改善の取組

保育課

子ども総務課

事業内容

特定教育・保育施設への施設型給付費、特定地域型保育事業所への地域型保育給付費に含まれる処遇改善分について、保育士の賃金改善が図られているか確認・指導を行います。

取組の方向性

公定価格(施設型給付費・地域型保育給付費)の人件費改定等について、各施設・事業者に周知を行い、適切に保育士の処遇改善が行われるよう確認・指導を行っていきます。

再掲 97 特別支援保育事業

保育課

こども家庭センター

事業内容

幼稚園、幼児教育施設、認定こども園、保育所等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。

取組の方向性

特別な支援が必要な子どもに対して集団の中での社会性向上や情緒の発達を促すとともに、障がいの有無などに関係なく、すべての子どもを受け入れて一緒に過ごすインクルーシブな環境づくりを進め、「ともに学び、ともに育つ力」を培うことを目指します。

事業内容

保護者の子育てと仕事の両立支援及びインクルーシブ保育の実現のため、集団保育が可能と判断される医療的ケア児を受入れるための体制整備をします。

取組の方向性

保育所への入園を希望する医療的ケア児の地域ニーズを把握し、受入体制の整備に取り組むとともに各保育施設への情報提供や研修などを通じて受入施設が増加するよう充実を図っていきます。



基本目標4 学童期・思春期の支援の充実

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。また、自己の性自認や性的指向に悩みを抱える人も少なくありません。アウティングなどにつながらないように、早期から多様な性の理解を進めていくことが大切です。

多くの子どもがこの重要な時期を学校で過ごすことになることから、学校生活がすべての子どもにとって安心して学ぶことができる場であることが必要となります。そのため、学校がプラットフォームの役割を担って、地域社会と協働していきます。一方で、アンケート調査においては、学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」又は「時々あった」と回答した割合は、全体の約5割程度で、「生活満足 低位」の児童生徒では、約8割程度に達しています。さらに同調査では、小学5年生の2割弱、中学2年生の約1割がいじめられた経験があると回答しており、不登校やいじめ等に対する対応も重要です。

また、子ども・若者にとって、学校・家庭だけでなく、安全・安心に過ごし、自分らしくいられる居場所は、自己肯定感や自己有用感に関わるものとなり、生きる上で不可欠な要素であるとされています。特に、放課後の時間や様々な葛藤を抱える思春期の多様なニーズに対応するため、自由に過ごすことができる時間や空間となる居場所づくりなどの取組も必要不可欠なものとなっています。

さらに、思春期においては、性的な成熟に伴う様々な心身の変化が起きることから、その変化に正しく向き合い、妊娠・出産・育児など次代の親の育成にもつながる取組を進めていきます。

柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働

目指す方向性

生徒指導提要の理解をより深め、子どもの人権を大切にしていきます。また、これまで整備を行ってきた1人1台端末の更なる利活用の推進や教職員の働き方改革を通じた公教育の充実を図るとともに、小・中学校の放課後や長期休業中における更なる学習支援により、家庭環境等に左右されることなく、すべての児童生徒への学習機会と学力の保障をしていきます。さらに、全小・中学校の第1学年に対して、学習の基礎・基本の定着及び学習意欲の向上並びに集団生活への適応を促進するためのサポート事業を実施します。

複雑化・困難化する子どもを取り巻く課題に対応するため、地域と学校がパートナーとして連携・協働する仕組みが求められています。本市においては、学校・家庭・地域連携協力体制推進

事業において、コミュニティ・スクールの取組を進め、地域学校協働活動を推進し、地域と共にある学校づくりを推進するとともに、部活動の地域展開に向けた持続可能な地域スポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

また、学校教育の展開にあたり、学校施設の整備や学校給食の充実を図っていきます。

155 教職員の働き方改革

教育総務課

教育指導課

学務保健課

事業内容

「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」に掲げる具体的な取組の柱である、人的支援・人材活用、業務改善による効率化、業務の適正化、教職員の意識改革、国の動向を踏まえた取組を計画的に進めます。

取組の方向性

「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」に掲げる具体的な取組について、教職員の働き方改革推進委員会の中で協議の上、整理し、できることから順次進めていきます。

156 新入生サポート事業

学務保健課

事業内容

小学1年生に市費講師を配置し、基本教科を中心とした学習指導と、早期に学校生活に適應させるための生活指導を、担任とのチームティーチングによりきめ細やかに行います。

取組の方向性

担任とのチームティーチングに必要とされる市費講師を適切に配置することで、小学1年生への適切な学習指導と生活指導につなげていきます。

157 学習支援事業

教育指導課

事業内容

支援を必要とする児童生徒に対し、課業中や放課後及び長期休業中に個別指導による学習支援を行います。不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を目的に、多様な学びの場の一つとして別室指導などの学習支援を行います。

取組の方向性

学校において「学習支援員」による課業中や放課後及び長期休業中の学習支援の実施と、学習支援体制の充実を図ります。



158 学校ICT環境の更なる活用促進

教育総務課

教育指導課

事業内容

GIGA スクール構想に基づき整備した1人1台端末をはじめとする学校 ICT 環境について、個別最適な学びと協働的な学びの充実に資するために、更なる活用を促進します。

取組の方向性

教職員が学校 ICT 環境を効果的に活用するスキルを身につけるための研修を実施し、教育の質の向上を図ります。また、デジタル教科書等オンライン教材の活用による主体的・対話的で深い学びの実現を促進するとともに、協働学習支援ツール等の活用による児童生徒同士や教職員と児童生徒とのコミュニケーションを促進し、個別最適な学びと協働的な学びの充実に図ります。

159 子どもの体力向上対策事業

教育指導課

事業内容

小学5年生と中学2年生を対象に「体力・運動能力テスト」を実施し、その結果を基に、子どもの体力を分析し、体力向上のための方策を検討します。

取組の方向性

測定方法については、国や県の動向を踏まえて検討し、全種目について、市立小・中・特別支援学校を対象に、継続して体力・運動能力テストを実施します。

160 部活動関係事業

教育指導課

事業内容

「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、各中学校における部活動の適切な実施を推進するとともに、社会情勢に鑑みた部活動の在り方について検討や見直しをします。

「部活動アンケート結果」等を基に、本市の課題、ニーズ等を整理し、本市の部活動地域展開・地域連携のロードマップを作成します。

本市の現状に即した、部活動地域展開に向けた研究及び検討を行います。

取組の方向性

各校の部活動が適切に実施されるための支援を行い、生徒一人ひとりの個性の伸長や健全な心身の育成、責任感や連帯感の涵養等を図ります。

本市の中学生が多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、学校部活動の地域への展開を段階的に進めます。

161 学校・家庭・地域連携推進事業

教育総務課
市民自治推進課
生涯学習総務課

事業内容

これからの社会の創り手となる子どもたちの「生きる力」を育むため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進し、学校や子どもたちが抱える様々な課題について、地域学校協働活動を企画・実施することで、各校の学校教育目標や学校が目指す姿を実現します。

取組の方向性

コミュニティ・スクールにおいては、全校の設置とともに、地域側の体制となる地域学校協働本部の設置等に向けて、関係各課・学校・地域と協議・検討を進めます。

学校・家庭・地域連携推進会議会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図ります。

162 開かれた学校づくり

教育指導課

事業内容

おはようボランティア、学校支援ボランティア等の活用推進を図ります。

児童生徒や保護者、地域の方のアンケート結果や意見を踏まえた学校評価の充実を図ります。

取組の方向性

学校・家庭・地域が連携、協働し、学校を取り巻く地域の実態に応じた、特色ある学校づくりを推進します。

163 学びを育むための指導の充実

教育指導課

事業内容

学習指導要領を踏まえ、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を培い、主体的に学習に取り組む態度を育成するために、各学校が校内研究等を通して、学校・家庭・地域の実態を踏まえながら、指導方法の工夫改善と支援・指導の充実を図ります。

取組の方向性

「学習指導要領」や「学校教育ふじさわビジョン」の理念に沿った学校教育目標の具現化に向けて、指導主事による学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と支援・指導の充実を図ります。



事業内容

教職員のキャリアステージに応じた研修を実施します。

各教科・領域等の研究部会において実践的研究を行い、その研究成果を報告書、報告会、研修講座、授業研究セミナー等を通して広く学校現場へ提案します。

教育に関する専門的な知識や実践力を習得するための希望による研修を実施します。

学校の要請に応じて授業力向上研修講座を実施したり、校内研修や校内研究の支援を行ったりします。

取組の方向性

経験年数や職務・職責に応じ、各課と連携しながら各事業のさらなる充実を図ります。

各教科・領域等の研究部会において、今後も継続的かつ実践的な研究を行い、教職員に対し広く発信していきます。

教職員の教育に対する情熱・教職の専門家としての確かな力量・総合的な人間力等を高めるために、経験年数や職務・職責に応じ、各課と連携しながら各事業の更なる充実を図ります。

学校の課題やニーズを捉え、授業力向上及び教育に関する様々な課題に対応できる研修の充実を図ります。

**再掲
152 教育連携の推進**

教育指導課

保育課

事業内容

幼稚園及び保育所と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、幼保小中特連携担当者会等において、協議・研修・交流を行います。

取組の方向性

架け橋期の教育の充実及び円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の連携を推進します。

165 人権・環境・平和教育の推進

教育指導課

事業内容

児童生徒及び教職員を対象に、人権教育・環境教育・平和教育の啓発や研修等を行います。

取組の方向性

持続可能な社会の担い手を育む教育（ESD）を一層推進させ、各学校の人権教育・環境教育・平和教育を充実させます。

166 学校整備事業

学校施設課

事業内容

藤沢市立学校施設再整備実施計画に基づき、学校施設の安全対策・維持保全、環境整備等各種整備工事並びに施設の改築や大規模改修等の事業を実施します。

取組の方向性

計画に基づき、各種整備工事等を実施することで教育環境の向上を図ります。

再掲
25

小・中学生の食に関する指導

学校給食課

事業内容

市立小中学校・特別支援学校の栄養士及び教諭や、学校給食課の栄養士が、様々な食育活動を通して食の大切さを児童生徒に伝えるとともに、保護者に対して食育の重要性についての周知・啓発活動を行い、健康の保持増進に努めます。

取組の方向性

食に関する指導や食育活動の実施、給食だより等の発行を市立小中学校・特別支援学校（55校）に行い、内容の充実を図ります。

167 生徒指導提要に基づく、子どもの支援・指導の推進

教育総務課

教育指導課

事業内容

教職員が生徒指導提要の理解を深め、子どもたちの健全な成長や自立を促すための支援・指導に生かすことができるよう、担当者会や研修会等を実施します。

取組の方向性

児童生徒指導担当者会、いじめ防止担当者会、校内支援担当者会等で、支援・指導の充実を図れるよう、情報提供に努めます。

柱2 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進

目指す方向性

本市では「ともに学び ともに育つ」学校教育を目指し、障がいの有無に関わらず、困りごとを抱えた児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を推進しています。様々な困りごとを抱える児童生徒に対して、一人ひとりが自ら学んでいこうとする意欲と、社会の変化に主体的に対応できる能力を育てるため、各関係機関との連携を深めながら、支援・指導を行うとともに、支援を必要とする児童生徒・保護者を早期に発見し、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した相談体制の充実を図ることが大切です。



また、子どもが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会の構成員として主体的に生きていくための力を発達程度等に応じて身に付け、子どもたちが希望をもって、自立的に自分の未来を切り拓いていくことができるよう、キャリア教育を含む多様な教育を推進します。

再掲
81

学校教育相談センターにおける相談体制の充実

教育指導課

事業内容

児童生徒の学校生活の適応を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談を行います。

取組の方向性

学校及び関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ります。

児童生徒や保護者の個々のニーズに対する適切な支援・援助を行います。

再掲
82

学校における相談の充実

教育指導課

事業内容

市立学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、課題を抱えた児童生徒に対する適切な対応を図ります。

取組の方向性

全教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒のサインを受けとめ、適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図ります。

再掲
4

相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組

教育指導課

学務保健課

事業内容

外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取り組みます。

取組の方向性

関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子ども保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。

再掲 83 就学相談の実施

教育指導課

事業内容

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関わる就学相談を実施します。

取組の方向性

就学にあたり、子どもの実態や保護者のニーズに応じたきめ細かな対応に努めます。

再掲 84 教職員研修の充実

教育指導課

事業内容

学校教育の充実に向けて、各種研修の充実を図ります。

取組の方向性

いじめ防止、支援教育、子ども理解等の課題解決に向けた研修を充実させます。

168 学校生活を支えるための校内支援体制の推進

教育指導課

事業内容

児童生徒に対する支援・指導を、学校全体の課題と捉えて、組織的な支援・指導を行うため、児童支援担当教諭、生徒指導担当教諭、生徒支援担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等による校内支援委員会の充実を図ります。

取組の方向性

児童生徒の諸課題について、必要に応じて関係機関と連携を図り、すべての児童生徒に対し、適切な支援・指導に努めます。

再掲 106 特別支援教育の推進

教育指導課

事業内容

特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修の内容の充実に努めます。

児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持及び安全な環境整備を図ります。

取組の方向性

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に、基礎的、基本的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、研修を行います。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し介助員を、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し学校看護師を派遣します。

特別支援学級の市立小・中学校全校設置を目指し、順次取り組みます。



事業内容

日本語指導の必要な児童生徒に日本語指導員を派遣し、日本語の学習及び学校生活への適応を支援します。

国際教室配置校の担当教員に対し、日本語を母語としない児童生徒の状況支援・指導に関わる情報共有や発信を行います。

取組の方向性

日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援や研修の充実を図り、早期に日本語を習得できるような初期指導の在り方について研究します。

日本語アセスメントを通して、日本語を母語としない児童生徒や保護者の支援につながる情報を学校と共有し、児童生徒への支援に努めます。

169 不登校児童生徒対策支援事業**事業内容**

不登校児童生徒の学校生活や社会生活への適応を図るための魅力ある学校づくりに向けた支援を行います。

取組の方向性

個々の不登校児童生徒の状況を的確に把握し、必要な支援の充実を図ります。

情報交換会を開催し、フリースクールなどの民間施設等関係機関との連携を推進します。

相談支援教室において、個々のニーズに対する適切な支援方法の検討や環境についての整備を行います。

170 教育課程推進事業**事業内容**

学習指導要領に則り、各学校において、学校や地域の実態を踏まえた創意工夫ある教育課程実施のため、特色ある教育課程を編成できるような支援を行います。

取組の方向性

指導主事の学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と指導の充実を図り、児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な教育課程の充実に努めます。

再掲
16

技能振興関係事業

産業労働課

事業内容

技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。

取組の方向性

市内の技能者による講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。

再掲
17

農業・漁業の体験

農業水産課

事業内容

収穫体験講座、食育講座、漁業体験イベントの開催や漁港見学の受入れを実施します。また、給食用農水産物等を供給する生産者等と園児・児童・生徒との交流を推進します。

取組の方向性

地産地消を推進する上で、消費者と生産者が「顔が見える」関係を構築することは相互理解につながるため、農産物の収穫体験や漁業体験などの各種イベントや講座を開催し、生産者と消費者の交流促進に努めます。

給食用農水産物等を供給する生産者等に対する感謝の心を育むよう努めます。

関係機関と連携し、未来を担う若い世代に藤沢産農水産物等の魅力を知ってもらう取組や地産地消への理解が深まる取組を推進します。また、学生等が実施する地産地消の取組に対して支援します。

柱3 学童期・思春期における心身の健康の充実

目指す方向性

思春期の子どもにとっては、心身の著しい成長に伴う不安や悩みに加え、社会環境変化など、様々なストレスを受けて不安定な時期でもあります。家庭や学校、地域において、生命の尊厳、心身の健康について学べるような思春期の保健教育等の取組が求められていることから、妊娠・出産・育児・性に関する正しい知識や思春期の子どもの身体的・心理的状況についての教育を行うとともに学習機会の充実を図ります。

また、子どもたちを取り巻く深刻な課題として、いじめや体罰等の問題があります。いじめや体罰等は、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為となることから、その未然防止のための取組を推進します。

なお、ライフステージを通した子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供体制の充実による施策の展開は、この時期においても特に重要性の高い取組となっています。



171 学校保健の推進

教育指導課

学務保健課

事業内容

児童生徒等の健康の保持増進を図り、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行います。自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなどの学校における保健管理と保健教育を行います。

取組の方向性

学校保健計画において、各学校が実情に合わせた保健管理及び保健教育の立案、運営が適切に実施できるようにします。

172 学習指導要領に基づく性に関する指導

教育指導課

事業内容

心身の発育・発達についてなど、児童・生徒が健康や性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるよう発達段階に応じた指導を支援します。

取組の方向性

体育科、保健体育科、特別活動をはじめとした、学校教育全体を通じて指導できるよう、教育課程及び授業の充実に努めます。

173 多様な性に対する理解の促進

人権男女共同平和国際課

事業内容

性自認や性的指向に対する正しい認識が深まるよう、市民をはじめ、企業等様々な主体に向けた啓発や支援を行います。

取組の方向性

性自認や性的指向などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている方々が、差別や偏見のない自分らしい生き方ができるよう、家庭、地域社会、職場等での理解と支援の促進を目指します。

174 いじめ暴力防止対策事業

教育指導課

事業内容

いじめや暴力の未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の充実を図り、具体的な施策を推進するとともに、教職員、児童生徒、保護者等に対して、いじめ防止の意識啓発を図ります。

取組の方向性

各事業が児童生徒にとってより実効性のあるものになるよう見直しを行い、いじめや暴力の防止対策の具体的な施策を実施します。

「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、いじめ防止対策を推進します。

いじめ防止啓発リーフレット等の配布及び改訂等を検討します。

175 いじめ防止啓発関連事業

人権男女共同平和国際課

事業内容

「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、教育委員会と連携して、いじめ防止の意識啓発を図ります。

取組の方向性

「藤沢市子どもをいじめから守る条例」・「ピンクシャツデー」の周知等によるいじめ防止啓発活動に取り組みます。

176 体罰・不適切指導の防止に関する取組

教育指導課

事業内容

体罰・不適切指導の防止を図り、具体的な施策を推進するとともに、教職員に対して、体罰・不適切指導に対する意識啓発を図ります。

取組の方向性

体罰調査を実施し、実態把握を行うとともに、研修や担当者会等あらゆる機会を通じ、人権感覚を磨く取組を推進していきます。

再掲 基本目標1 柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

取組の方向性

※再掲された基本目標及び柱に紐づくすべての事業が、基本目標4柱3における目指す方向性につながることから、基本目標及び柱ごと再掲をしています。

柱4 子ども・若者の居場所の充実

目指す方向性

すべての子ども・若者にとって、学校でもなく、家庭でもない、安全に安心して過ごせる居場所を持つことは自己肯定感・自己有用感に関わる生きる上での必要不可欠な要素となります。

国では、2023年（令和5年）12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、居場所の概念について広く見直しを行うとともに、2024年度（令和6年度）にその調査研究事業を実施しています。このような居場所の考え方の見直しについては、アンケート調査においても、SNSなどを居場所と回答する割合が一定数いることに関連しているものと考えられます。

このような状況を踏まえ、本市においては、「藤沢市子ども^{ともい}く計画」及び「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」において、その取組を進めてきましたが、2025年度（令和7年度）に向けて、改めて「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」の改定を行い、新たな居場所づくりの推進計画を策定し、施策の推進を図っていきます。

なお、これまで子どもの居場所の充実を掲げて実施してきた、放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブや余裕教室等を活用した放課後子ども教室の整備、青少年等の健全な活動を推進するため、様々な事業や施設整備を実施するとともに、すべての子ども・若者の声を聴き



ながら、地域社会の関係団体やNPO等と連携した居場所づくりや運営に関する支援の在り方についても検討していきます。

177 居場所づくりに関する計画の策定及び推進

青少年課

事業内容

「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」の見直しを行う中で、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」等を踏まえ、子ども・若者を対象とした居場所づくりに関する計画の策定を行うとともに、その推進を図っていきます。

取組の方向性

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」や「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」の見直し等に関する考え方を意識し、幅広く取組を進めていくための考え方をまとめ、多様な主体との連携による居場所づくりの推進を図ります。

178 少年の森に関する取組

青少年課

事業内容

少年の森は、藤沢市の北部に位置する青少年野外活動施設です。自然豊かで緑あふれる施設内には、アスレチックコースや木製遊具、キャンプ場、宿泊研修施設などが設置され、多くの青少年団体や青少年育成団体、学校、市民に利用されています。現在は指定管理者制度により運営をしており、「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」を指定管理者としています。指定管理者が主催するイベントには、田んぼの中で泥遊びをする「どろんこまつり」や「稲作体験」「キャンプファイヤー」「プレーパーク」など小学生を中心に自然を体験できるイベントが開催されています。

取組の方向性

現在少年の森は再整備を進めており、再整備で目指す方向性を、「今の魅力（自然環境、子どもたちが思い切り遊べる場所）を大切に、周辺住民やファミリー等も気軽に立ち寄れる、利用できる施設に。」と定めています。

また、少年の森でコト・モノ・ヒトと出会い、体験することで、自分だけの「エウレカ」体験を見つけられる施設にすることを再整備コンセプトとして掲げています。

※エウレカは古代ギリシャの学者アルキメデスが発した感嘆詞で、浴槽に入ると水位が変化し、上昇した分の体積が水中に入った体の体積部分と等しいことを発見した際に、「エウレカ！エウレカ！」と叫び、発見の共有をしようとしたことから、何かを発見したことを喜ぶときに使われます。

179 放課後児童健全育成事業

青少年課

事業内容

放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。

取組の方向性

運営事業者や庁内の関係機関と連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・運営を行います。待機児童の解消のみならず、条例に定められた基準を満たさない定員設定となっている放課後児童クラブの定員の適正化も図ります。

他の放課後の居場所事業との連携を図りながら放課後児童クラブの整備・運営を進めます。

180 放課後子ども教室推進事業

青少年課

事業内容

放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

取組の方向性

放課後の子どもの居場所がない小学校区を優先的に、教育委員会などの関係機関と連携を図りながら、放課後子ども教室整備の考え方（本冊子巻末資料に掲載）にあわせて、放課後子ども教室の拡充を行います。

再掲
7

市民センターでの子どもの居場所・体験事業の充実

生涯学習総務課

事業内容

市民センターで行う生涯学習事業において、子どもを対象に様々な体験や交流ができる事業や開放事業を実施し、子どもの学習機会の充実や、居場所づくりを進めます。

取組の方向性

市民センターにおいて事業を実施することにより、子どもの体験や交流の機会を設けるとともに、市民センターでの学習機会の充実を図っていきます。

再掲
11

多様なスポーツ体験

スポーツ推進課

事業内容

子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等の活用をはじめ、多様なスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。

取組の方向性

子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等を活用し、スポーツを行う環境整備を図るとともに、地域資源を活用したスポーツ体験の機会拡大を図ります。スポーツイベントの開催や情報発信を行い、子どもが気軽にスポーツを体験できる機会を拡大します。



事業内容

青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

青少年の居場所として、適切な管理運営を行うとともに、様々なニーズや社会情勢を捉え、施設の整備や運営について実施検討を進めていきます。

181 子どもの居場所づくりに向けた取組

子ども総務課

青少年課

事業内容

子ども・若者が自己肯定感をもって生活するためには、ありのままの自分を受け入れてもらえる居場所が必要となることから、様々な主体と連携した居場所づくりの取組を推進し、周知していきます。また、居場所の運営を行う多様な主体の情報交換を支援するとともに、子どもの安心・安全な居場所の確保を進めます。最後に、子どもの居場所づくり推進計画に基づき、だれひとり取り残さない、安全安心な居場所の確保を進めます。

取組の方向性

これまで、子どもの居場所づくりに向けた取組については、居場所づくりの重要性についての周知啓発事業等を実施しており、引き続き多様な主体と連携して取組を進めていく必要があります。また、居場所の確保にあたっては、子どもの意見を聞きながら、安全、安心を最優先として、公共施設のみならず民間施設を含めて、確保できるよう取組を進めていきます。

182 地域の縁側等地域づくり活動の推進

地域福祉推進課

事業内容

藤沢市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。

取組の方向性

地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、ささいな困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。

183 愛の輪福祉基金の活用(居場所づくり・担い手支援)

福祉総務課

事業内容

福祉活動の育成強化及び活動の充実を図るため、社会福祉に関するボランティア活動を行う団体や、障がい者の自立と社会参加を促す活動を行う団体等へ、藤沢市愛の輪福祉基金を活用した補助金の交付を行います。

取組の方向性

地域福祉の増進を図るため、事業周知を行うとともに、継続的に補助金の交付を行っていきます。

184 空家利活用の推進

住まい暮らし政策課

事業内容

「藤沢市空家等対策計画」に基づき、空家の発生抑制・適正管理とともに、子どもの居場所など、子育て等に関連する公共・公益的な空家の活用を含む利活用などの空家対策を行います。

取組の方向性

空家の利活用に向けては、全国版の空家バンクの活用や、空家所有者と、子育て世帯を対象とした地域貢献事業等を目的とする利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。

再掲
19 青少年健全育成事業

青少年課

事業内容

世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため、各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援します。(本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。)

取組の方向性

次代を担う青少年の自立や社会参加の機会を創出するため、市内の青少年関係団体や様々な機関と協働し、様々な体験の場を提供することで、青少年の健全育成を図ります。

再掲
20 青少年団体・育成団体への活動・支援事業

青少年課

事業内容

地域住民の主体的な活動に基づく青少年健全育成を目的として、青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の支援を行います。(本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。)

取組の方向性

青少年団体、育成団体との連携を深め、市内における青少年健全育成の充実を図ります。



事業内容

青少年が外国の方と交流し、様々な生活習慣や文化を知ることによって視野を広げ、互いの人権を尊重する心を養うことができるよう、各種イベント・講座を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

様々な魅力的な事業を展開して、青少年と外国の方が交流できる機会を創出し、多文化を理解する青少年を育成します。

事業内容

様々な家庭環境に置かれる子どもたちに対し、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。

取組の方向性

支援が必要な子どもを早期に発見し、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。

事業内容

生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。現在、市内4か所(北部、東部、西部、御所見)で事業展開をしており、委託をしています。

取組の方向性

生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高等学校進学へ向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高等学校進学のための説明会等への同行支援も行い、学習支援にとどまらず、養育環境を把握し、関係機関との連携による改善を図り、子どもの社会的自立の促進、貧困の連鎖の防止に取り組みます。

基本目標5 青年期の支援の充実

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。一方で、自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安などを感じる時期でもあります。青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重される取組や若者に対する相談支援が求められます。

このような観点から、子ども・若者の高等学校等への進学支援や就労、自立に向けた支援の取組は重要であり、国においては、引き続き高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減の着実な実施、給付型奨学金と授業料等減免の対象拡大、貸与型奨学金の減額返還制度の見直しや授業料後払い制度の導入に向けた検討が行われています。

本市においても、独自の給付型奨学金制度による支援や就労支援、困難を抱える子ども・若者に対する自立や就労支援に向けた様々な取組を行うとともに、地域における雇用環境の向上や社会全体の希望を醸成する取組ともなる創業に関する支援を行っていきます。

また、「若者世代意識調査」において、「将来結婚しないと思う理由」については、「恋人・パートナーがいらないから/見つからないと思うから」という回答が最も多く 69.6%となっていますが、次いで「1人である方が、精神的な負担が少ないから」という回答が 59.6%となっています。さらに、「子どもを希望しない理由」としては、「金銭的な負担が大きいと思うから」という回答が最も多く 57.2%、次いで、「精神的な負担が大きいと思うから」という回答が 45.2%となっており、結婚や出産・子育てに関して明るいイメージを持つことが難しい状況にあるということが分かります。

そのため、子どもたちが家族を持ち、「次代の親」や地域社会における自立した構成員になることを想像しながら、自らのライフデザインを描くための取組を、子ども・若者の意見を聴取しながら進めていく必要があります。

柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実

目指す方向性

学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが、それぞれの夢に向かっていくことができるよう、国の修学支援新制度を補完する形で充実させた本市独自の給付型奨学金制度による支援を引き続き行っていきます。

これまで、ニート、ひきこもり、不登校等の問題を抱える子ども・若者等を対象として、自立・就労支援につなげる若者しごと応援塾（ユースワークふじさわ）や子ども・若者育成支援事業（ユースサポート）などを実施しています。また、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業や就労支援事業等を実施し、子どもの進路選択や将来の就職に向けた相談のほか、職場体験等の支援を行い、ひきこもり等に対する相談や居場所の提供など、幅広い支援体



制を構築しています。特に、青年期は社会的にも子どもから若者を経て、責任を持った大人へ移行する転換期になることから、様々な支援制度の活用にあたり、包括的な相談支援や多機関協働の視点を持つことで、すべての子ども・若者が孤立することがないように取組を進めます。

さらに、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組や幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促すとともに、本市も一事業者として若者をインターンシップ等により受け入れるなどの支援を行っています。

なお、困難を抱える子ども・若者の社会的・経済的な背景やその状況に至るまでの経緯は多様かつ複雑であるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな個別支援と就労に向けた各種プログラムの充実を図り、官民を問わず、様々な関係機関と密接な連携を取り、相談や支援につなげていきます。

185 子ども・若者自立支援事業

青少年課

事業内容

子ども・若者が将来困難な状況にならないように、多様な人との交流によって、地域とのつながりや社会性を育むことができる居場所づくりを推進します。また、本市の困難を有する若者の支援機関であるユースサポート・ユースワークふじさわと連携し、困難を有する若者をボランティアとして受け入れることにより、社会的自立を支援します。

取組の方向性

青少年施設において、ボランティアの受け入れを実施することにより、困難を有する若者たちがボランティア活動を通じて人との関わりを持ち、社会的自立や自身の気づきへの一助となるよう、支援を行います。

186 ユースサポート・ユースワークふじさわ

産業労働課

青少年課

事業内容

ニート、ひきこもり等の自立・就労に困難を有する若者に対し、専門スタッフによるきめ細かな面談・相談、サークル活動、就労準備セミナー、ボランティア体験、就労体験等の各種プログラムを通じて、自立・就労に至るまで個別伴走型の支援を継続的に実施します。また、その保護者を対象に相談、交流会、セミナー等を実施します。

取組の方向性

自立・就労に困難を有する若者が一歩踏み出すきっかけを作れるよう、各支援機関（市の関係部課や民間の教育機関・支援機関）と連携するとともに、保護者セミナーや出張相談等の実施を通して、本人のみならず家族も含めた事業周知に努めます。また、困難を有する若者の自立や就労のために、引き続き各種プログラムを実施するほか、ボランティア体験や就労体験の新規開拓を行うなど、充実した事業内容となるよう努めていきます。

再掲 子どものいる生活保護利用世帯等に対する支援の充実(子ども支援員による教育支援)

生活援護課

事業内容

子どもの意向を丁寧に聞き取り、訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、きめ細かな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護利用世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。

取組の方向性

対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。

187 生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)

地域福祉推進課

事業内容

ひきこもり状態にあった方や何らかの理由により離職・転職を繰り返すなど個々の状態に応じ、生活習慣の形成など日常生活面での訓練、就労に必要な社会的能力の取得及び就労体験を通じて、就労に向けた支援を行います。現在、委託をしています。

取組の方向性

就労した経験がない、もしくは少ないため、仕事をするのが不安な方への支援(伴走型支援を含む)を行います。例えば、職場見学やボランティア活動を通じて、他者や社会とのつながりをつくったり、関係性を経験できるよう努めます。就労体験やビジネスマナーを学び、働く自分をイメージできるよう支援し、就労を目標に取り組みます。

再掲 生活保護利用世帯への就労支援

生活援護課

事業内容

就労支援相談員とケースワーカーが協力し、就労可能な生活保護利用者に対して、求人情報の提供や求職活動を行う際の支援を行います。

取組の方向性

就労による自立のために支援を行います。また就労が困難な場合には就労準備のための支援を行います。中学卒業後の進路や高等学校卒業後の進路に対し学校と連携を図りながら支援を行います。



再掲 78 高等学校就学及び就学継続のための相談と支援(子ども支援員)

生活支援課

事業内容

子ども支援員とケースワーカーが協力し、中学生の時期から、高等学校進学への動機づけ、高等学校等に関する的確な情報提供など、生活保護利用世帯等の子どもや保護者が高等学校進学等に意欲を持てるよう、学校等関係機関と連携し支援を行います。入学後は、子ども自身が主体的に学校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援を行います。

取組の方向性

子どもの通学状況、学習状況に応じて関係機関と連携し、子どもを主体とした支援を行います。

再掲 80 奨学金給付事業

教育総務課

事業内容

意欲と能力のある高校生等が、経済的理由により進学を断念することなく、大学等での修学の機会が得られるよう、給付型の奨学金(入学準備奨学資金・学費奨学資金)を支給し、支援します。

取組の方向性

高等教育の修学支援に係る国・県の動向等を注視し、施策の内容を十分に検証したうえで見直しを行っていきます。

188 日中活動支援・就労支援

障がい者支援課

事業内容

特別支援学校等に在籍する市内生徒の進路先の調整等を目的として、障がい者支援課、教育機関、障がい福祉サービス事業所が連携し、生徒の施設利用意向や事業所の受入状況等について情報交換や課題の協議・検討を行う進路業務連絡会を開催します。

児者切替後のサービス利用等卒業後の相談のため特別支援学校への訪問を実施し、障がい福祉サービス説明会やケースワーカー面談を実施します。

取組の方向性

市内在住の特別支援学校卒業予定者の障がい福祉サービス及び卒業後の進路調整のため、白浜養護学校、藤沢支援学校が事務局となり、年3回の進路対策連絡会、年2回の進路業務連絡会を開催・運営します。説明会については児者切替に関する手続や障がい福祉サービスのご案内、障がい児と障がい者でのサービス内容の違いについての説明をします。ケースワーカー面談については各学校と協議の上、困難ケースを主とした面談を実施します。

189 就労支援体制の充実

産業労働課

事業内容

就労支援セミナー、資格取得講座、キャリアコンサルタントによる就労相談を実施します。また、3市1町（藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町）とハローワークの共催で行う湘南合同就職面接会を開催します。

取組の方向性

社会情勢の変化に対応した就労支援セミナー及び資格取得講座とともに個別の就労相談を実施することで、一人ひとりに寄り添った就労支援につなげていきます。

湘南合同就職面接会については、関係機関と連携し、効率的な就職機会と人材発掘の場を提供していきます。

190 障がい者就労支援事業

産業労働課

事業内容

企業向け障がい者雇用セミナー、障がい者雇用促進事業所訪問等啓発事業及び障がい者雇用優良事業所の表彰など様々な取組を実施するとともに、JOB チャレふじさわ（市役所内の障がい者就労の場）を設置し、就労を希望する障がい者の就労体験や見学の受入れを行います。

取組の方向性

湘南地域障害者就業・生活支援センターと共催して企業向け障がい者雇用セミナーを開催し、企業の障がい者雇用への理解を深めるとともに、障がい者雇用の法定雇用率が未達の企業に対してハローワーク藤沢や湘南地域就労援助センターと連携して訪問を実施します。また、市内の障がい者雇用優良事業所を表彰することで、市内企業の障がい者雇用の促進を進めていきます。市役所内の障がい者就労の場である JOB チャレふじさわでは、企業等からの見学も受け入れています。

191 インターンシップの受入れ

職員課

事業内容

青年期の若者が、将来の人生設計をするにあたり、自らの適性等を理解し、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身に着けつつ、ライフデザインを考える機会としてインターンシップの受入れを実施します。

取組の方向性

若者の興味・関心に応じた多様な職場体験の機会を提供するため、庁内関係課協力のもと、複数コースを設定したインターンシップを実施します。また、若者に対する職場体験の機会提供だけでなく、各コースに応じた若者ならではの柔軟なアイデアや発想力を生かした提案を行ってもらい、施策につなげる取組とします。



事業内容

何らかの理由により、自立や仕事に関して悩んでいる方やご家族に、生活のこと、仕事のこと、人とのつながりなど、相談できる窓口を紹介します。

取組の方向性

地域福祉推進課及び藤沢市社会福祉協議会で生活全般に関する相談を実施し、窓口まで行くことが難しい場合には、電話や電子メールでの相談、相談員による自宅訪問や近くの市民センター等での相談など、相手の状況に応じた相談を行います。

ストレスを感じたり、気持ちが沈む、イライラする、不安だなど、精神的な悩みを抱えている方、又はその家族に対する相談については、保健予防課のこころの悩みに関する相談を案内します。

193 困難を抱える当事者や家族の支援(地域福祉プラザの取組)

事業内容

地域福祉プラザは地域住民等のネットワークの拠点であり、また、世代や属性を超えた総合支援拠点であることから、地域福祉プラザの運営を通して、地域住民や多様な主体の参加による、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を進めます。

取組の方向性

多様な主体の活動拠点を整備し、団体支援の充実及び地域福祉の推進を図ります。また地域資源及び地域生活課題を集約する中で、支援関係機関等との連携による課題解決を図ります。

194 創業支援・新産業創出の取組

事業内容

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけた事業を中心に、起業家や公益財団法人湘南産業振興財団などの関係機関と連携して、次代を担う高校生・大学生を対象とした創業機運を高める取組を進めます。

取組の方向性

市内の高等学校や大学と連携し、創業・起業の無関心者層である高校生・大学生に対して、起業家を講師に招いた基調講演や意見交換を行います。「創業」「起業」に対する気づきを与えるとともに将来における人生の選択肢を広げる機会を提供します。

195 幅広い学習支援(大学等における生涯学習)の取組

生涯学習総務課

事業内容

市内4大学において、大学の持つ専門的・総合的な教育機能を生かした学習機会を市民等に提供する市民講座を実施します。

取組の方向性

大学の持つ専門的・総合的な教育機能を生かした学習機会を提供し、多様化、かつ高度化した市民の学習要求にこたえます。

柱2 ライフデザインを考える機運の醸成**目指す方向性**

核家族化やきょうだい数の減少、地域とのつながりの希薄化が進む現代において、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えており、こうした傾向は今後も継続されると考えられます。

そのため、子どもたちが「次代の親」としての自覚と正しい知識を持つことができるよう、それぞれの発達段階に応じた教育や啓発の機会を充実させることが必要です。

また、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、子ども・若者が自らのライフデザインを描くことは、自身の生活を考える契機として重要なものとなります。それぞれの希望に応じて、パートナーと家族になることや親になる選択肢について、自分自身で考え、希望を持って生活するための意識啓発の取組について検討していきます。

再掲
135 地域に開かれた保育園

保育課

事業内容

保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区内の保育関連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。

取組の方向性

引き続き、子育て家庭交流事業、小中高生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。

基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っています。



196 幼児理解(家庭科・生活科・総合的な学習の時間)

教育指導課

事業内容

各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進が図られるように支援します。

取組の方向性

家庭生活に関わる教育活動を通して、家庭生活や家族の大切さ、子どもが育つ環境として家族の協力・役割についての理解を深め、生活をより良くする能力と態度が育つよう支援します。

197 乳幼児触れ合い体験

親子すこやか課

事業内容

中高生が命の大切さを学び、将来親となる準備として、乳幼児及びその親と触れ合い、様々な体験をする機会を提供します。

取組の方向性

地域で乳幼児触れ合い体験を推進していくために、子育て支援センターを中心に、中学校や高等学校の生徒の希望に応じ、学校が休みの期間中等に乳幼児触れ合い体験を実施します。

再掲 170 教育課程推進事業

教育指導課

事業内容

学習指導要領に則り、各学校において、学校や地域の実態を踏まえた創意工夫ある教育課程実施のため、特色ある教育課程を編成できるような支援を行います。

取組の方向性

指導主事の学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と指導の充実を図り、児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な教育課程の充実に努めます。

再掲 16 技能振興関係事業

産業労働課

事業内容

技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。

取組の方向性

市内の技能者による講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。

再掲
17

農業・漁業の体験

農業水産課

事業内容

収穫体験講座、食育講座、漁業体験イベントの開催や漁港見学の受け入れを実施します。また、給食用農水産物等を供給する生産者等と園児・児童・生徒との交流を推進します。

取組の方向性

地産地消を推進する上で、消費者と生産者が「顔が見える」関係を構築することは相互理解につながるため、農産物の収穫体験や漁業体験などの各種イベントや講座を開催し、生産者と消費者の交流促進に努めます。

給食用農水産物等を供給する生産者等に対する感謝の心を育むよう努めます。

関係機関と連携し、未来を担う若い世代に藤沢産農水産物等の魅力を知ってもらう取組や地産地消への理解が深まる取組を推進します。また、学生等が実施する地産地消の取組に対して支援します。

198 若者世代向けのライフデザインを考えるための取組

子ども総務課

事業内容

若者世代が働く、家庭をつくる（結婚のみならずパートナーシップの構築など多様性を前提とする）、子どもを育てる、地域で共に生活するということに対して希望を持つことができるように、主に高校生・大学生等の青年期の子ども・若者を対象として、それぞれのライフスタイルを学ぶ機会をつくり、自身のライフデザインを描くための機運醸成を図ります。

取組の方向性

希望にそったライフデザインを描き、生活をしている方に対する情報提供依頼を行う中で、子ども・若者が社会に対する希望を持てるような取組を進めます。また、対象となる高校生・大学生等の青年期の子ども・若者の声を聴きながら、多様な事業展開を検討していきます。



基本目標6 子育て当事者への支援の充実

核家族化の進展、女性の社会進出等に伴う共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域をめぐる環境が変化しており、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。そのような中で、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。

このような状況を踏まえ、子育て当事者に対する子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭に対する包括的な支援を行っていきます。

また、ジェンダー平等の意識や長時間労働を前提とした従来の働き方を見直す「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を浸透させ、その具体的な推進のため、働きやすい・子育てしやすい環境を整え、多様な働き方に対応した制度設計を行うことも必要です。

本市では、これまでもジェンダー平等社会の実現に向けて、「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」に基づき、取組を進めていますが、更なる施策の充実を図り、働きやすい・子育てしやすい環境づくりを進めます。

柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

目指す方向性

子育て家庭が抱える経済的負担への不安は依然として大きく、アンケート調査の結果において、子育てに関しての悩みとして経済的負担に関することを挙げた回答は、中学2年生保護者においては、約3割となっています。また、5歳児や小学5年生の保護者においても、経済的負担を回答する割合は上位に位置しています。

このため、引き続き、幼児教育・保育の無償化、児童手当の支給や小児医療費助成などの取組を進めるとともに、各種の医療費等への助成や手当の給付などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めていきます。

199 幼児教育・保育の無償化における保育料の負担軽減

保育課

事業内容

幼児教育・保育の無償化により、認定こども園（教育利用）及び幼稚園を利用する3歳以上の児童及び2歳児以下の住民税非課税世帯の児童を対象に、保育料の負担軽減を行います。

取組の方向性

未就学児に教育・保育の機会を保障するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法に基づき、保育料の負担軽減を行います。

200 藤沢型認定保育施設利用者への助成

保育課

事業内容

認可外保育施設のうち、市が定める基準を満たして認定した「藤沢型認定保育施設」の利用者の経済的な負担軽減を図るため、2歳以下の課税世帯で、一定の要件を満たす児童を対象に、利用料の一部を助成します。

取組の方向性

保護者の保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設利用者への利用料の一部助成を行います。

再掲
94

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育課

事業内容

認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。

取組の方向性

国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。

201 多様な集団活動事業の利用者への助成

保育課

事業内容

認可外保育施設のうち、市から対象施設として決定通知を受けた小学校就学前の児童を対象とする多様な集団活動事業の利用者の経済的な負担軽減を図るため、対象要件を満たし、幼児教育・保育の無償化の対象とならない満3歳以上の児童を対象に、利用料に関する支援を行います。

取組の方向性

保護者の多様な教育・保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、多様な集団活動事業の利用者に対して利用支援事業を行います。

再掲
35

小児医療費助成事業

子育て給付課

事業内容

高校生年代（18歳以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費の助成を行います。

取組の方向性

2024年（令和6年）4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続との連携や、未申請者への申請勧奨、広報等による制度周知を行います。

事業内容

高校生年代（18歳以後の最初の3月31日）までの児童を養育している家庭等に、児童手当の支給を行います。

取組の方向性

児童手当法に基づき、高校生年代（18歳以後の最初の3月31日）までの児童を養育している家庭等に手当を支給することにより、児童を養育している家庭等の生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与します。

**再掲
123 未熟児養育事業**

子育て給付課

事業内容

出生時の体重が2,000グラム以下又は医師が養育医療を必要と認めた乳児の入院に係る医療費等を助成します。

取組の方向性

対象となる乳児に必要な医療費等を給付します。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、乳児の健康の保持増進と保護者の経済的負担の軽減を図ります。

**再掲
105 育成医療給付事業**

子育て給付課

事業内容

給付対象となる疾患のある18歳未満の児童の医療費を助成します。

取組の方向性

必要な医療の給付を行うことにより、児童の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携を図ります。

**再掲
101 特別児童扶養手当の支給**

子育て給付課

事業内容

精神、知的又は身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続の経由事務を行います。

取組の方向性

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいのある児童を監護している家庭に特別児童扶養手当の経由事務を行うことにより、障がいのある児童を監護している家庭の生活の安定を図ります。

再掲 118 不妊症・不育症治療費の助成

親子すこやか課

事業内容

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療治療の費用、及び不育症と診断されたのちに受けた治療や検査に要した費用（保険診療分を除く）の一部を助成します。

取組の方向性

治療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。

再掲 104 障がい者等医療費助成事業

障がい者支援課

事業内容

身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。

取組の方向性

障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

再掲 102 障がい児福祉手当の給付

障がい者支援課

事業内容

20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級又はその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。

取組の方向性

障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

再掲 103 障がい者福祉手当の給付

障がい者支援課

事業内容

身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。

取組の方向性

障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。



事業内容

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを支給します。

取組の方向性

就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続などの分かりやすい表現と適切な周知に努め、全児童生徒等に向け、案内を行います。

203 特別支援教育就学奨励費事業**事業内容**

市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育に関わる費用の負担軽減のため、学用品費などの一部を援助します。

取組の方向性

就学援助事業との整合を図りながら、事業の充実を図ります。

柱2 共働き・共育での推進**目指す方向性**

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働きながら、子育てや地域の中での活動の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるように、ジェンダー平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させ、働きやすい、子育てしやすい環境を整えることが重要です。

このような考え方のもと、2021年（令和3年）に改正された育児・介護休業法において育児休暇の制度周知が義務づけられ、「ニーズ調査」の結果においても、5年前の同調査と比較して、男性の育児休暇取得率が大幅に上がっています。

引き続き、性別に関わりなく誰もが仕事との両立を図りながら安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える子育て支援及び保育サービスを充実させ、働きやすい環境づくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスや男性育休取得などの考え方をより一層浸透させていくことが必要です。

このため、育児・介護休業などの取得促進や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国や神奈川県などと連携しながら広く啓発活動を進めるなど、共働き・共育での推進に取り組みます。

204 ジェンダー平等意識の醸成に向けた周知・啓発

人権男女共同平和国際課

事業内容

性別による固定的役割分担意識や性差に対する偏見の解消に向けて継続的な周知・啓発を行います。

取組の方向性

ジェンダー平等意識の醸成を図り多様性と包摂性のある社会を目指します。

205 働きやすい環境づくりに向けた啓発

産業労働課

事業内容

市内の勤労者及び事業主を対象に労働情報紙「勤労ふじさわ」を発行し、藤沢市の労働行政に関する事業や労働雇用関連情報などを紹介します。また、健康経営の推進をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進を関係機関と連携しながら実施します。

取組の方向性

「勤労ふじさわ」を継続して発行するとともに、より効果的な意識啓発にも取り組みます。ワーク・ライフ・バランスの推進については、健康経営に関する周知啓発や認定企業のPRなどを行い、市内に本社のある健康経営優良法人の認定取得数増加を図ります。また、引き続き男性育休、テレワーク、ケアラーなどに関する周知啓発を実施します。

206 雇用環境の整備

産業労働課

事業内容

労働相談を定期的に実施し、また立ち寄りやすい駅等で街頭労働相談会を開催します。

取組の方向性

労働に関する相談を気軽に行えるよう、継続的に事業を実施するとともに、市民へ積極的に周知します。

再掲 基本目標3 柱2 子育て支援サービスの充実
基本目標3 柱3 乳幼児期の保育・教育の充実

取組の方向性

※再掲された基本目標及び柱に紐づくすべての事業が、基本目標6柱2における目指す方向性につながることから、基本目標及び柱ごと再掲をしています。



事業内容

放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。

取組の方向性

運営事業者や庁内の関係機関と連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・運営を行います。待機児童の解消のみならず、条例に定められた基準を満たさない定員設定となっている放課後児童クラブの定員の適正化も図ります。

他の放課後の居場所事業との連携を図りながら放課後児童クラブの整備・運営を進めます。

柱3 ひとり親家庭への支援**目指す方向性**

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率は、OECD 加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきました。また、アンケート調査においても、ひとり親家庭は子どものウェルビーイングや保護者の暮らしの状況・虐待の悩みなどに影響を与えている傾向が把握できます。

引き続き、経済的支援として生活の安定を図るため児童扶養手当の支給や医療費助成のほか、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや困りごとに対し、個々のニーズに合わせた支援メニューを組み合わせ、当事者に寄り添った相談・支援を行っていきます。

また、経済的な自立を後押しするため、就労に結びつく資格取得の促進や他機関と連携した就労支援、養育費の履行確保のための取組を推進していきます。

207 ひとり親家庭への子育て・生活支援**事業内容**

母子・父子自立支援員による相談支援を行います。

ひとり親家庭等日常生活支援事業を行います。

取組の方向性

ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、バックアップふじさわ等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。

ひとり親家庭の親が日常生活の中で子育てをしながら就労や修学等をするにあたり、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に家庭生活支援員を派遣し、生活の安定と負担感の軽減を図ります。

**208 ひとり親家庭への経済的支援(児童扶養手当、養育者支援金、
神奈川県母子父子寡婦福祉資金貸付金)**

子育て給付課

事業内容

ひとり親家庭等又は養育者家庭に、児童扶養手当の支給を行います。
父又は母に代わり児童を養育している祖父母等に、養育者支援金の支給を行います。
神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する手続の経由事務を行います。

取組の方向性

児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。
父又は母の代わりに児童を養育している祖父母等に対し、公的年金等を受給していることにより全部又は一部が支給対象とならない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、神奈川県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付に関する手続の経由事務を行います。

209 ひとり親家庭への経済的支援(医療費助成)

子育て給付課

事業内容

ひとり親家庭等又は養育者家庭に、医療費の助成を行います。

取組の方向性

ひとり親家庭等の医療費の助成を行うことで、生活の安定と自立を支援し、経済的負担の軽減と健康の増進を図ります。また、福祉医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、広報等による制度周知のほか、住民異動手続との連携や児童扶養手当申請時に制度周知を行います。



事業内容

母子・父子自立支援員による相談支援を行います。

ひとり親家庭の生活の安定や自立促進を図るため、ひとり親家庭の親が就業や転職に有利となる技術や資格を取得する場合、母子家庭等自立支援給付金の支給等を行います。

取組の方向性

就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、ジョブスポットふじさわ等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。

厚生労働省の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。

生活の安定に資する資格（看護師・保育士・介護福祉士など）を取得するため6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費として高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了した際には修了支援金を支給します。

最終学歴が中学校である親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、受講開始時、修了時及び認定試験合格時に受講費用（上限あり）として、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します。

**再掲
92 市営住宅の環境整備****事業内容**

住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整備します。

取組の方向性

住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に優遇制度の適用や適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整えます。

211 養育費に関する取組

事業内容

養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申立て等に係る費用及び、養育費が不払いになった場合の強制執行申立て手続に係る費用を補助します。

取組の方向性

離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長を支援するため、ひとり親家庭相談時や戸籍担当部門と連携した制度周知を行うことで養育費の取り決めを促進していきます。

あわせて、裁判所への強制執行申立て手続に係る費用補助を実施することで、取り決めと受け取りの両輪で養育費の履行確保を支援し、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

基本目標7 子ども・若者の意見表明・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。子ども・若者の意見を聴いて施策に反映することや子ども・若者の社会参画を進めることは、子ども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす経験となることから、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高め、生活満足度を向上させることにつながるものとされています。

アンケート調査においても、自己肯定感と生活満足度が相関していることが確認できることから、児童の権利に関する条約の理念や「こどもまんなか社会」の実現にあたって、子ども・若者の意見表明のための環境づくりや聴取した意見をこども施策に反映させる取組は必要不可欠です。

子ども・若者の年齢・能力に応じて、また施策に応じて、幅広く意見聴取を行うための仕組みづくりを行うとともに、子ども・若者が意見表明をしやすい環境づくりやこども施策への意見反映のための取組を実施します。

柱1 こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進

目指す方向性

2023年（令和5年）4月に施行された「こども基本法」において、「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映する」とされていることから、施策に応じて対象者を定めながら、子どもの意見を聴取するための仕組みが求められています。

本市においては、2023年（令和5年）に子どもの意見を聴く取組として、ワークショップを行うとともに、「こどもまんなか応援サポーター」に参加するなどの取組を実施してきました。今後は、子ども・若者の意見聴取に関する仕組みを構築するとともに、こども施策に対する意見反映やフィードバックの方法を構築し、その実施について、民間主導の活動と連携しながら、推進をしていきます。



212 子どもの意見を聴取するための仕組みづくり

子ども総務課

事業内容

子ども・若者の意見聴取・反映を行うための仕組みづくりとして、意見聴取対象者の年齢に合わせた事前説明資料の作成や、意見を聴取する場や空間の整備、聴取した意見を検討する協議会等の設置に向けた取組を進めます。

取組の方向性

子ども・若者が意見を表明しやすい環境の整備や、受け取った意見を検討する場を明確化することで、より多くの子ども・若者の意見を聴取し、こども施策や事業に反映できるように努めます。

213 子ども・若者団体とのネットワークの構築

子ども総務課

事業内容

子ども・若者が所属している地域団体や高等学校・専門学校・大学等との連携を進め、地域で活躍する子ども・若者から意見聴取を実施するため、団体や学校等とのネットワークの構築を図ります。

取組の方向性

地域団体や高等学校・専門学校・大学等とのネットワーク構築を図り、情報連携を進めることで活動の横展開を図るとともに、子ども・若者の意見聴取を推進できるよう努めます。

214 こども未来基金等を活用した子ども・若者による事業実施手法の検討

子ども総務課

事業内容

聴取した意見や提案の実現に向けて、こども未来基金等を活用し、事業の実施に向けた検討を進めます。

取組の方向性

子ども・若者から提案を受けた事業等について、こども未来基金やクラウドファンディングなどを活用し、実施することにより、子ども・若者の自己肯定感や自己有用感の向上を図ります。

基本目標8 地域全体で共に支える基盤をつくる

近年、少子高齢化、人口減少社会を迎え、市民のライフスタイルも多様化しています。社会的孤立、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラーの問題など、複合化・複雑化した生活課題が見られるようになり、それらの課題は既存の制度だけでは対応が難しくなっています。

このような状況を踏まえ、本市では、制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、相互に連携することで、地域における課題解決力を強化するとともに、包括的な支援体制の整備を推進することで、誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」を目指す取組を進めてきました。

これらの取組を進める中で、子育て家庭の困難を地域社会でしっかりと支えていくことは、子どもたちが地域の中で幸せに暮らし続けることができる社会を創っていく上で非常に重要な意義を果たすものです。

引き続き、子ども・若者や子育てを支援する地域の担い手を確保し、その専門性の向上を図るとともに、その基盤となる地域活動そのものを支援することで、より豊かな地域社会の実現を目指します。

また、地域版子育て応援メッセの取組などによる地域子育て支援団体のネットワーク化や地域生活課題の解決を図りながら住民相互の支えあいによる地域づくりを進める地域福祉のネットワーク化に関する取組を進め、地域社会を活性化させることで、すべての子どもと子育て家庭への切れ目のない支援の基盤を作っていきます。

柱1 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援

目指す方向性

本市では、高齢者・障がい児者・児童等の福祉の各分野における共通的な事項を盛り込む地域福祉計画に基づき、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指しています。子ども・若者の健やかな育ちや困難を地域全体で支えるために、様々な担い手の育成や確保が必要となります。

地域において、青少年指導員、障がい児支援に携わる方、民生委員・児童委員、保護司、子ども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の関係者、子育て支援に携わるボランティアなど様々な担い手が活動をしています。このような多様な担い手の確保、育成、専門性の向上を図ることで、地域住民や子育て関係者、行政等が相互に連携・協力していく地域社会を形成します。



再掲 地域での相談・連携の取組(民生委員・児童委員、主任児童委員との連携)
72

福祉総務課

事業内容

民生委員・児童委員、主任児童委員が、福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい児童及び子育て世帯に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。

取組の方向性

継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員の負担軽減や担い手不足の解消に向けて取り組み、地域福祉の充実を図ります。

再掲 更生保護活動の推進
58

地域福祉推進課

事業内容

社会を明るくする運動等を通じて市内における犯罪予防活動及び更生保護活動の推進に取り組むとともに、藤沢地区保護司会の活動を支援します。

取組の方向性

藤沢地区保護司会事務局である藤沢市社会福祉協議会、更生保護女性会や BBS 会等の関係団体とともに更生保護に向けた地域づくりをさらに推進し、地域住民等の関心と理解の醸成に努めていきます。

再掲 青少年指導員育成事業
50

青少年課

事業内容

青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。

取組の方向性

青少年を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たな人材の育成を行うとともに、地域における健全育成活動を推進します。

215 子育てボランティアの養成

親子すこやか課

事業内容

子育て支援に関する研修や情報交換会を行い、地域の子育てを支える人材の育成を行います。

取組の方向性

受講しやすく内容の充実した研修を行い、子育てボランティアを育成します。

216 保育ボランティア向け講座

生涯学習総務課

事業内容

市民センターで行う生涯学習事業において、保育ボランティアとして活動している方を対象に、保育活動に必要な知識や技能の向上を目的とした研修会（セミナー）を実施します。

取組の方向性

保育ボランティアの養成を行うことにより、保育に係る資質の維持・向上を図ります。

再掲
15 地域でのおはなし会の開催

総合市民図書館

事業内容

おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくりまします。また、各市民図書館・市民図書室と連携して子どもの発達段階や多様性に応じたおはなし会等を担えるボランティアを養成します。

取組の方向性

各市民図書館・市民図書室のおはなし会ボランティアと連携して子どもと子どもに関わる大人に向けておはなし会等を開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。子どもに関わる施設及び団体等に対し、資料の団体貸出や情報提供、来館おはなし会の受入れなどを行います。

ボランティア交流会や研修会を開催し、ボランティアの参加機会や知識を増やすとともに、職員とボランティア相互の交流を深め、情報共有に努めます。

再掲
132 ファミリー・サポート・センター事業

こども家庭センター

事業内容

保護者の仕事と育児の両立など安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営しています。

取組の方向性

子育ての手助けを希望する方（おねがい会員）の多様なニーズに対応できるよう、子育ての手助けができる方（まかせて会員）の確保に努めるなど、事業の安定的な運営と支援の充実を図っていきます。



事業内容

障がい者又はその家族からの障がい者の福祉制度や生活についての相談に経験者が電話等で身近な相談相手として応じます。

取組の方向性

障がい者の安定した地域生活を支え、市民の障がい福祉に関する理念を深めるため、相談員を配置し、障がい者又はその家族からの相談を通じて、障がい福祉の実践活動の推進や障がい福祉の向上を図ります。

柱2 地域活動の支援とネットワークづくり

目指す方向性

地域の課題が多様化・複雑化する中で、子育て支援をはじめとした地域課題に関する各分野の担い手が地域活動を継続・発展できるよう、その活動支援を行うことは重要です。本市においては、地域福祉・市民活動・生涯学習などの各分野の計画において、地域課題への対応や市民活動による地域社会の活性化、学びの成果を地域に生かす取組として、活動支援に関する内容を位置づけています。

また、このような事業を進める中で、実際に地域社会の活力を高める多彩な取組が生まれ、活動団体相互の協力・連携や学校、企業、NPO、市などが交流できるような多様な活動が創出されています。さらに、地域活動団体への様々な支援事業として、活動団体への資金や活動場所に関する支援事業なども実施しております。

一方で、子育て家庭に対するきめ細かな子育て支援サービス等の効果的・効率的な提供については、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成が必要となることから、教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関や地域団体同士のネットワークを充実させるとともに、市長部局と教育委員会との連携や要保護児童対策地域協議会を活用した連携の強化を目指します。

さらに、こども家庭センターは、その体制整備を行う中で、関係機関や地域団体等と協働しながら、母子保健や児童福祉に関する多様なサービスや地域資源を有機的に連携させ、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援していきます。

218 市民活動推進センターの取組

市民自治推進課

事業内容

市民活動推進センター（本館）及び市民活動プラザむつあい（分館）を設置し、会議室やロッカー等の市民活動の場や機材を提供するほか、市民活動に関する講座、市民活動団体の交流会等の事業を企画・実施します。

取組の方向性

公益的な市民活動の推進に資することを目的に、市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流及び連携の促進、市民活動団体の自立化の支援等を行います。

また、多様化する地域課題に対し、市民活動団体がその解決に寄与することを目的に、あらゆる支援、コーディネート、協働の推進に取り組みます。

219 地域における多様な主体による活動の支援

生涯学習総務課

市民自治推進課

事業内容

公民館と市民センターの一体化に伴い、市民センターで活動する多様な主体を支援し、地域住民主体の活動や地域課題の解決を目指していきます。

取組の方向性

公民館と市民センターの一体化に伴い、これまで公民館で活動していた社会教育関係団体と市民センターで活動していた各種団体とが有機的につながり、地域住民主体の活動や地域課題の解決を目指していきます。

220 ふじさわボランティアセンターの取組

地域福祉推進課

事業内容

福祉ボランティアに関する相談や、依頼者とボランティアとのコーディネート等を行います。またボランティア体験を行える入門的な内容も含めたボランティア講座の開催や、ボランティア活動の紹介、ボランティア募集等の情報についての広報活動を行います。（本事業を実施する藤沢市社会福祉協議会を支援しています。）

取組の方向性

ボランティア活動への参加促進を図るとともに、ボランティアニーズを把握し適切なマッチングを実施しボランティア活動を包括的に支援します。また様々な主体と情報交換を実施し、市内のボランティア活動の充実とボランティア団体への支援に協働して取り組みます。



221 チーム FUJISAWA2020 の取組

市民自治推進課

事業内容

ボランティア活動がもっと身近になるように、ポータルサイトに様々な分野のボランティア募集情報を掲載し、誰でも気軽にボランティア活動に参加できる仕組み「チーム FUJISAWA2020」の取組を推進します。

取組の方向性

「いつでも、だれでも、気軽に、ボランティア活動を行うことができる」仕組みを作り、ボランティアの活性化を通じて、地域における人と人とのつながりを深め、多様性を認め合い、助け合いの社会をつくっていきます。

222 ミライカナエル活動サポート事業

市民自治推進課

事業内容

暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる公益的な事業を行う市民活動団体を対象に審査選考を行い、補助金及び負担金を交付します。あわせて、団体の活動に対する伴走的な支援や協働コーディネートを行います。また、構成員の過半数が若者で構成される団体を優先的に採択するユース枠（スタート支援コース）を設けます。

取組の方向性

事業実施団体の活動の継続性や発展性を重視し、市民活動団体の立上げ時期から団体の成長支援や多様な主体による協働まで段階に応じた3つのコースを設定し、団体の成長段階に応じたサポートやコーディネートを実施することで、市民活動団体への支援の充実を図ります。

223 地域まちづくり事業の推進

市民センター

事業内容

地域の意見を集約しながら把握した地域課題の解決に向けて、地域の特性を生かした事業を企画及び実施します。

取組の方向性

地域の人材発掘としては、地域の課題や特性に応じた地域づくりを進めるため、各地区それぞれ、情報発信やイベントを通じて活動団体を支援しています。各地区の事業は、市が実施、支援等を行い、地区集会等での意見を踏まえて、毎年見直しを行いながら進めていきます。

再掲
183

愛の輪福祉基金の活用(居場所づくり・担い手支援)

福祉総務課

事業内容

福祉活動の育成強化及び活動の充実を図るため、社会福祉に関するボランティア活動を行う団体や、障がい者の自立と社会参加を促す活動を行う団体等へ、藤沢市愛の輪福祉基金を活用した補助金の交付を行います。

取組の方向性

地域福祉の増進を図るため、事業周知を行うとともに、継続的に補助金の交付を行っていきます。

再掲
184

空家利活用の推進

住まい暮らし政策課

事業内容

「藤沢市空家等対策計画」に基づき、空家の発生抑制・適正管理とともに、子どもの居場所など、子育て等に関連する公共・公益的な空家の活用を含む利活用などの空家対策を行います。

取組の方向性

空家の利活用に向けては、全国版の空家バンクの活用や、空家所有者と、子育て世帯を対象とした地域貢献事業等を目的とする利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。

224 市民との協働による子育て支援ネットワークづくり

親子すこやか課

事業内容

子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による地域版「子育て応援メッセ」の実施を支援します。

取組の方向性

地域の特色を生かした地域版「子育て応援メッセ」が継続して開催され、地域における子育て支援活動の充実が図れるように支援します。それぞれの地域で子ども・若者が安心して過ごせる体制づくりのため、身近な地域の情報発信や交流を促す活動を支援します。

再掲
27

市民センターにおける子育て・家庭教育支援

生涯学習総務課

事業内容

乳幼児から未就学児とその保護者を対象とした乳幼児家庭教育学級や講座の開講、保育室開放事業を行います。

取組の方向性

親子のふれあいの場をつくるとともに、参加者同士の仲間づくりを促進することで子育て期の親子の孤立化を防ぎます。また、情報交換や交流を通じて、子育てについて考えることで、育児に関する不安や疑問の軽減に努めます。



事業内容

藤沢市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。

取組の方向性

地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、ささいな困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。

225 地域の自主的活動へのサポート・ネットワークづくり

事業内容

藤沢市社会福祉協議会との協働により、地域の支え合いや助け合いにつながる活動の支援や、担い手の育成を推進するための仕組みの構築及び強化を行います。また、公共施設等を活用した地域活動の拠点づくりや交流の場を提供する基盤づくりを進めます。

取組の方向性

地域づくりの中で、地域で生活する方の困りごとを把握し必要な支援機関につなげていきます。また、その中で支え手と受け手の枠を越え地域の中で住民同士が支え合い、循環するような地域支援を行います。

事業内容

母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談支援を行うとともに地域資源の開拓などにより必要な支援を提供できる体制を整備します。

取組の方向性

相談対応に加え、支援が必要なこどもや妊産婦等を早期に発見し、家庭支援事業、地域資源等を有機的に組み合わせ、相談者とともにサポートプランを作成することで必要な支援の充実を図ります。また、多機関連携・協働によるネットワークの構築や地域資源の開拓を進め、必要な支援を着実に提供できる体制の整備を図ります。